

## 洪武年間に於ける明の東北アジア外交

——東北アジアの国際情勢および洪武帝の対外戦略——

陸 俊鍼

はじめに

明王朝は中国歴代統一王朝の中で京師を揚子江下流域に置く唯一の例である（應天府、洪武元年から永樂十八年まで）。そのため、明は対外戦略において關中平原に都を置く漢・唐などと比べれば、西方面より東方面を重要視していたと考えられる。また、王朝にとって最大の脅威が北方に存在するので、明にとって東北アジア地域が最も戦略的 중요度が高いと考えられる。故に、洪武年間に於ける明と東北アジアの諸勢力（元・高麗・日本）との外交関係を見ても必要があろう。

まず最近中国で発表された洪武年間に於ける東北アジア諸国間関係の研究を紹介しよう。張氏「一九九七」は、元は北遷後も強大の軍事力を持ち、特にナガチュが遼東に割拠し、それは高麗国内における親元派と親明派との闘争を引き起こし、明・高麗関係を影響したと指摘している。李氏「一九九八」は、明軍の遼東進出につれ、高麗は明の勢力拡大に危機感を覚え、遼東に使者を送り込んで情勢を探察したり陰でナガチュとの連携を強めたりするといった措置を採っており、恭愍王が政変で暗殺されると、明・高麗両国関係は破綻したと指摘している。于氏「二〇〇六」は、高麗恭愍王王顥が元と断交する理由は、高麗国内における元と婚姻関係を持つ親元派政治集団を叩

き、王権を強めることであると指摘している<sup>③</sup>。趙氏「二〇一〇」は、洪武初年、明の東北アジアにおける勢力拡大により、高麗恭愍王王顥が元との連携を断ち、元との政治結婚を絆とする政治同盟を破棄し、明との「華夷秩序」を基盤とする政治同盟を締結するが、洪武五年「嶺北の役」における明の敗北を受け、高麗国内の親元派が反発し、元との関係修復を謀り、遂に王顥を暗殺することに至ったと指摘している<sup>④</sup>。ところが、上述の諸研究においては、この時代の国際情勢を分析する上で、明王朝の対外戦略を全面的に論述するというマクロ的な視点が欠如している。また、日本では、檀上氏「二〇一三」が明代前半期の対外政策や国際秩序について論述し、洪武帝の対外戦略が消極的・保守的であるのに対し、永楽帝の対外戦略が積極的・進取的であると述べている<sup>⑤</sup>。しかし、従来の研究では洪武帝が保守的な対外策を採る理由について、明確な解釈が示されていない。また、洪武帝は外国との紛争を解決するのに、主に如何なる手段を用いたのかについても、十分に検討されていない。そのため、当時の一次史料を利用して緻密な考証を行い、洪武帝の対外戦略を深く検討する必要があるだろう。

本研究の目的は、洪武年間における明と東北アジア諸国「元・高麗・日本」との関係を考証し、東北アジアの国際情勢を分析し、洪武帝の対外戦略を検討することである。よって、洪武帝が保守的な対外策を採る理由を明示し、洪武帝が外国との紛争を解決するのに如何なる手段を用いたのかを考察する。また、本研究では、明側の史料として『明太祖實錄』を、高麗側の史料として『高麗史』を、日本側の史料として『大日本史料』に収録された「明國書并明使仲猷無逸尺牘」「花營三代記」などを利用した。さらに、これらの史料を調査し、明と元・高麗・日本との間に起きたすべての外交事件を整理し、年表を作成した(表一から表六を参照)。

## 一、洪武帝の保守性と時代背景

洪武帝の対外戦略を最も簡素に表明するのは、洪武四年の勅諭である。洪武四年九月に、洪武帝は奉天門に御し、省府臺臣に対して、以下のように諭した。

海外蠻夷之國、有為患於中國者不可不討、不為中國患者、不可輒自興兵。古人有言、地廣非久安之計、民勞乃易亂之源。如隋煬帝妄興師旅征討琉球、殺害夷人、焚其宮室、俘虜男女數千人。得其地不足以供給、得其民不足以使令、徒慕虛名、自弊中土、載諸史冊為後世譏。朕以諸蠻夷小國阻山越海僻在壹隅、彼不為中國患者朕決不伐之。惟西北胡戎世為中國患、不可不謹備之耳。卿等當記所言知朕此意。<sup>6)</sup>

即ち、王朝の宿敵である元の残存勢力を除き、外国との摩擦を処理する際に、できるかぎり軍事手段ではなく、外交手段を用いて対処するのが原則であった。ここに洪武帝の対外政策には保守性・消極性の特徴が見られる。

従来の研究では、後世の永楽帝と比べて洪武帝は対外的に消極的であるといわれてきた。檀上氏「二〇一三」は、洪武帝が北方の防備を固めて万里の長城一線に防衛軍を設置し、海防強化のために海禁を実施し、「不征國」を規定して海外遠征を厳禁するといった一連の消極策を採るのに対して、永楽帝は五度にわたって漠北を親征し、女真の地を威服してヌルカン都司を建設し、安南を征服して交趾布政司を設置し、六度にわたって大航海を行うといった事業を成し遂げると指摘している。また、同氏は洪武帝の内向主義を明初に喚起された儒教的原理主義に原因付けている<sup>7)</sup>。勿論、洪武帝は個人的に非常に儒教的原理主義を重んじていた。しかし、洪武帝が対外的に保守的になることには、個人の理想やイデオロギーよりも重要な理由があるはずであろう。その理由を探るのに、まず当時の国際情勢をよく理解しなければならない。

呉元年十月二十一日、江南地方を統一した呉王朱元璋は、淮水以北を支配している元を打倒するために、右丞相信國公徐達を征虜大將軍に、平章掌軍國重事鄂國公常遇春を征虜副將軍に任命し、二十五万の大軍を發して淮水を渡り、北伐を開始する<sup>⑧</sup>。そして翌年一月に、朱元璋は帝位に即ぎ、国号を大明とし、年号を洪武とし、新王朝の樹立を宣言する<sup>⑨</sup>。洪武元年八月二日、一年にも満たない間に、徐達が元大都を陥落させ、中原地域を明の支配下に納める<sup>⑩</sup>。洪武三年四月、徐達が潘兒峪口にてココ・テムルを撃破し、西北地域を平定する<sup>⑪</sup>。同年五月に、李文忠が應昌を陥落させ、元太子のアウルシリダラが漠北のカラコルムに逃亡する<sup>⑫</sup>。

ここにおいて、北中国の戦線において、明が陰山山脈以南の元軍をほぼ駆除する。ただし、元太子のアウルシリダラがカラコルムで皇位を継ぎ、年号を宣光とし、大元の国号を維持している。そして、ココ・テムルが右丞相に就き、それを補佐する。つまり、元は明に中国から追い出されたとはいえ、まだ滅亡していなかった。カラコルム政権は依然として強大の軍力を保持し、明と対峙し続ける。また、遼東にてナガチュが勢力を保ち、カラコルム政権の側翼となる。また、雲南に梁王バツアラウルミが割拠し、元に忠誠を尽くし、明と対抗する。さらに、中央アジアにティムール帝国が勃興する。つまり、明は北と西の二方面にモンゴル系の勢力に包囲された。加えて、海洋では倭寇が活動し、東の沿岸部に頻りに侵犯する。凄まじい勢いで中国を統一し、大陸に覇権を唱える新興の明にとつて、四方が必ずしも安定していなかった。

一方、元末の戦乱を経て、建国初期の明は人力・物力において疲弊していた。洪武十四年に行われた一回目の国勢調査によると、全国の戸数は一千六十五萬四千三百六十二戸であり、人口は五千九百八十七萬三千三百五十口であり、耕地は三百六十六萬七千七百一十五頃四十九畝であった<sup>⑬</sup>。洪武二十四年に行われた二回目の国勢調査によると、全国の戸数は一千六十八萬四千四百三十五戸であり、人口は五千六百七十七萬四千五百六十一口であり、耕地は

三百八十七萬四千七百四十六頃七十三畝であつた。<sup>14)</sup> 洪武十四年以前は国勢調査が行われず、具体的な数値が把握できないが、右記の数値よりも人口も耕地も少ないことが容易に想定できる。十数年間にわたつて平和が続き、休養や墾田が行われ、人口と耕地がようやく右記の数値に達した。ここから、洪武年間は決して豊か時代とは言えないことがわかる。洪武帝は新王朝の安泰のために、王朝の脅威にならざる東と南の諸国を懐柔し、必要以上の国力消耗を回避し、宿敵の元に集中した。それでは、具体的な外交事件を時系列に提示しながら、この論点を検証していく。

## 二、大都占領から嶺北敗戦

建国初期の明にとって、外交上に最も優先すべき課題は対元関係であつた。積極的に親征を行い、モンゴル諸部に打撃を加えた永楽帝と比べて、洪武帝は防衛を重視し、漠北遠征を慎重にしていた。宮崎氏「一九六九」は、洪武帝が北方に対して退嬰策を採る原因について、二点を指摘している。第一に、明の都が揚子江流域に置かれており、蒙古・満州などの北方の地とあまりにも地理的に離れており、この遠隔の蕃地を内地化することは至難である。第二に、洪武五年に徐達の率いる蒙古遠征軍が大惨敗を蒙り、それをきっかけに洪武帝は蒙古全土を平定することを諦め、中国人の疆域を領土とした単一民族国家の成立を図る。<sup>15)</sup>

しかし、明の対元交渉の記録を見ると、洪武帝が最初から漠北の地を領内に納めることを意図しているとは考えられない。洪武三年十月に、洪武帝が元主アユルシリダラを招諭する際に、もし使者を遣わして来朝し、臣服の意を表明するのであれば、漠北で独立国家を維持することを許すという趣旨を元側に伝える。<sup>16)</sup> 即ち、洪武帝は最初か

らカラコルム政権を殲滅し、漠北の地を領内に編入することを考えていなかった。ただし、カラコルム政権が依然として正統王朝と自称し、天下恢復を企図するのを決して許すわけにはいかない。もしアユルシリダラが明に使者を遣わし、名義的に帰順して平和を約束するのであれば、カラコルム政権の独立を許容するつもりであった。それ以降の漠北遠征は領土征服の戦ではなく、交渉によって目的を達成できないままに武力によってカラコルム政権を殲滅するための強硬策であった。

洪武帝は洪武三年に三回にわたって漠北方面に交渉を持ちかけ、アユルシリダラをはじめとするモンゴル貴族らを招諭しようとしたが、いずれも失敗に終る。遼東方面に対して、洪武帝は洪武三年の九月に遼陽官民に詔諭し、帰順を勧誘する。翌年六月、故元右丞相張良佐・左丞相房暉が明朝廷に帰順を申し立て、元から授かった印章・金牌を上納する。これによって、明は遼東地方に進出する。但し、明の支配は遼陽を中心とする一部の地域に止まり、その以北においてはナガチュウが金山に据わり、軍事力を保持し、しばしば明領に侵攻していた。

カラコルム政権に対し、洪武帝は和平交渉による問題解決を断念し、遂に武力行使に踏み切る。洪武五年正月、魏國公徐達は洪武帝に対し、武力攻撃によってカラコルム政権を滅亡させるということを進言し、洪武帝はそれを採決し、兵力十五万を動員し、魏國公徐達に中路軍を、曹國公李文忠に東路軍を、宋國公馮勝に西路軍を統率させ、漠北征討を敢行する。その結果、兵力の分散が失策となり、三路軍の中に徐達の中路軍と李文忠の東路軍が敗戦し、撤退を余儀なくされる。カラコルム政権を殲滅するという本来の目標が達成されない上に、明は数多くの兵力を失い、すぐに再び漠北に兵鋒を向けることができなくなる。カラコルム政権は一旦安定を保つことになる。これから数年の間、明・元両国は大きな戦鬪を起さず、対峙し続ける。

## 二、高麗をめぐる明・元外交合戦

不利な外部情勢を打破するために、洪武帝が考えたのは朝貢体系の再建である。洪武帝は洪武元年から洪武五年にかけて、高麗・安南・日本・チャンパ・ジャワ・琉球などの諸国に国書を送り、元の正統性を否定し、明の建国を宣告し、諸国に朝貢を勧誘する。古くから形成された中原王朝を中心とする朝貢体系は唐帝国の解体を以つて既に断絶されていた。その後、五代十国の乱世を経て、宋はようやく統一を果したが、やむをえず北方の宿敵である遼・金に対等の関係を認めた。東アジア大陸では始めて二人の皇帝が認め合う状況ができ、それが数百年も続いていた。そして、明の興起により、朝貢体系が再び復活する。ここで意識しなければならないのは、朝貢体系と冊封体系と同様な概念ではないことである。朝貢とは、明が周辺諸国に勘合を発給し、その国からの使者の入貢を容認し、即ち相手国との間に国交を持つことである。冊封とは、明が正式な冊封儀式を通じて、周辺諸国の君主に称号を与え、即ち政治的に相手国の君主の正統性を承認することである。明と周辺諸国との間に冊封関係が成立することには、朝貢関係の存在が前提であるが、逆に朝貢関係のみが存在し、冊封関係が成立しない場合は多くある。実際に洪武年間において、明から冊封を受けた国が極少数である。

明の朝貢国の中で、最も戦略的重要度が高いのは高麗である。高麗は従来元の属国であり、その国王も代々元との婚姻関係を保持していた。明にとつては、一旦高麗が元側に加担すると、カラコルム政権・遼東のナガチュ・雲南の梁王そして高麗という大包囲網が形成され、戦略的に非常に不利な状況に陥る。

洪武元年の十二月に、明が符寶郎の僭斯を遣わし、高麗に明の建国を通告する。実際のところ、高麗は同年の九月に既に明軍の大都制圧という状況を把握していた。<sup>24</sup>この時期においては、高麗はまだ元との冊封関係を維持して

いる。<sup>⑤</sup>同年の十一月、元使が高麗に到来し、明に対抗するために、高麗との連携を強めようと交渉する。<sup>⑥</sup>それに、その翌年の洪武二年、元使がまた高麗に到来し、高麗王王顥を元の右丞相と進める。<sup>⑦</sup>明から攻勢を凌ぎ切れず、北方草原へ敗退しつつある元にとっては、できるだけ高麗を味方にしようとする、積極的に接触している。それに対して、高麗は洪武二年の三月に元へ使者を遣わし、聖節を賀し、謝恩の表を上げるが、道が塞がり、使者が途中で帰還する。<sup>⑧</sup>高麗にとっては、自国益優先という立場から、明と元の二大勢力の天下争奪戦に巻き込まれたくない。いずれ明が元に勝つと見込み、高麗は元からの交渉を消極的に対応する。

一方で、僣斯らが洪武一年の末に京師應天を発ち、海路に辿り、洪武二年の三月によく高麗に到着する。<sup>⑨</sup>それに対して、高麗は同年の五月に禮部尚書の洪尚載等を明へ遣わし、謝恩の表を上げ、方物を貢ぎ、冊封を請う。<sup>⑩</sup>同年の八月に、明が高麗国王王顥を冊封しようとする、僣斯に命じて詔および金印・誥文を王顥に齎す。<sup>⑪</sup>僣斯が高麗人の成准を伴わせ、洪武三年の五月に高麗に到着する。王顥が明からの冊封を受け、また頒賜物として大統曆や冠・服・楽器のほかに、六経四書・漢書・通鑑などの書物を賜わる。<sup>⑫</sup>洪武三年の時点で、明と高麗の冊封関係は正式に成立した。

この時期には元が積極的に高麗に対して外交工作を試みた事例も見られる。洪武二年八月、元の中書省及びに太尉・丞相らが高麗に使者を遣わし、禮物を齎す。<sup>⑬</sup>また、同年の九月、吳王・淮王・雙哈達王らも馬四十余匹を齎し、婚姻関係を求めるが、王顥がそれを断る。<sup>⑭</sup>洪武三年九月、コゴ・テムルが使者を高麗に遣わす。<sup>⑮</sup>結局、王顥政権は元の一連の交渉に消極的な姿勢を示し、返答しなかった。洪武三年の八月、高麗から派遣された三司使の姜徳贊が明に到来し、謝恩の表を上げ、方物を貢ぎ、元から授かった金印を上納する。<sup>⑯</sup>これは高麗が元との冊封関係を放棄することを表明しているのである。



洪武一年から洪武三年の間、高麗をめぐる明と元の外交合戦では、明が勝利を納め、高麗が元との冊封関係を放棄し、明と冊法関係を締結する。それでは、なぜ高麗は元との国交を断ち、明側に付いたのであるうか。その最も大きな理由は国際情勢の推移にあると筆者は考える。呉元年から洪武三年の間、明は北伐により、山東・河南などの中原各地を攻略し、大都・應昌などの重要都市を陥落させ、元を北方草原へ敗退させた。天下争覇戦においては、明が元に勝とうと見積もっている高麗は、敗者である元に加担するわけがない。また、于氏「二〇〇六」は高麗の内政状況を分析し、王顥が元と婚姻関係を持つ親元派政治集団の勢力を忌避し、彼らを弾圧し、王権を強化するために、元との冊封関係を放棄すると指摘している。<sup>⑦</sup>

#### 四、倭寇問題と明・日交渉

既に元の時代から、倭寇が朝鮮半島や中国大陸の沿岸部に頻繁に侵擾していた。洪武年間における倭寇発生の原因については、鄭氏「二〇一三」は激動した日本南北朝の乱世で、日本西国方面の武士団や海賊団が食糧や男女を求めて、半島や大陸の沿岸部を略奪したと指摘している。<sup>⑧</sup>

洪武年間倭寇の規模については、筆者が『明太祖實録』に記載される倭寇に関する記事を統計し、時間と地域を分けて表七に整理した。表七からわかるように、洪武時代の倭寇事件は三十五件に上っている。時間から見れば、倭寇の発生件数が最も多いのは洪武一年から五年までの間（十三件）であり、次に多いのは洪武六年から十年までの間（六件）である。つまり、洪武一年から十年までの十年間には、倭寇事件が十九件もあり、全体の半分以上を占めている。洪武初期が倭寇問題の最も深刻な時期であると言えよう。また、地域から見れば、倭寇の発生件数が最も

多いのは浙江地方（十三件）であり、次に多いのは山東・遼東地方（九件）である。つまり、浙江地方と山東・遼東地方が最も倭寇の被害を蒙っている。よって、洪武年間における倭寇の渡航ルートは、朝鮮半島の沿岸部を沿って遼東・山東に渡るルート他に、東シナ海を横断して浙江に渡るルートもあると推測される。

倭寇鎮圧の協力を要請するため、洪武帝は最初に大宰府を支配する懷良親王に交渉を持ちかける。洪武二年二月に、洪武帝は楊載を日本に遣わして国書を送り、明の建国を告知し、朝貢を催促し、倭寇鎮圧の協力を要請する。その文中では、洪武帝が懷良親王にもし倭寇禁圧に協力しないのであれば、大船団を以って討伐すると恫喝している<sup>⑨</sup>。しかし、国書送付に懷良親王からの返答はない。その恫喝はあくまで文句に止まり、実行には移らない。何故なら、全国各地の動乱を平定し、元を中土から駆逐したばかりの明にとつては、疲弊した国力を回復するのが第一要務であつた。大軍を発して日本を征討するのはリスクが大きかつた。万が一失敗した場合、さらに国力を疲弊させ、元の南下を防げなくなる恐れがある。

日本に対して、洪武帝は交渉を続け、洪武三年三月に、萊州府同知の趙秩を遣わし、懷良親王に国書を送る<sup>⑩</sup>。今回の交渉は成功する。洪武四年十月に、懷良親王が使僧の祖來を遣わし、表箋を進め、方物を貢ぐ。また、倭寇に攫われた明州・台州の男女七十人を送還する。洪武帝が祖來らに文綺・皂・僧衣などを賜う。また、僧使の祖闡・克勤らを遣わし、懷良親王に大統領および文綺・紗羅を賜い、冊封を行う<sup>⑪</sup>。ところが、祖闡・克勤らが九州に至つた時には、北朝勢力がすでに大宰府を占領し、その冊封は懷良親王に伝わらない<sup>⑫</sup>。その後、洪武帝は海防を強化し、独力で倭寇問題に対処することになる。その流れの中、最も重大な事件は市舶司の廃止である。洪武七年九月に、明州・泉州・廣州の三市舶司が同時に廃止される<sup>⑬</sup>。市舶司廃止の理由は沿岸部の治安維持体制の強化である。檀上氏「二〇一三」は、洪武年間の市舶司は永樂以降の市舶司と異なつて、各国の朝貢使団を接待する機関ではなく、

宋・元時代のまま国内の海商に渡航許可証を発給する機関であると指摘している<sup>④</sup>。ならば、洪武七年の市舶司の廃止は各国の来貢を閉鎖する措置ではなく、自国人民の海外渡航を禁止する措置である。即ち、沿岸部の治安を維持するための海禁策の一環であろう。実際のところ、洪武七年に市舶司が廃止されて以降も、高麗や日本などの諸国の使者が容易に京師應天に入り、朝貢を行っている。

一方、北朝側の足利義満も朝貢貿易に興味を持っていた。洪武七年六月、足利義満は使僧の聞溪らを明に遣わし、書を送り、方物を貢ぐ。洪武帝は聞溪らが齎した書に表文がないことを理由に、その貢を却下する<sup>⑤</sup>。また、その時に島津越後守氏久も僧侶の道幸らを遣わし、表を進めて方物を貢ぐ。洪武帝は氏久が本国の命を受けずに、分を越えて私的に入貢したことを理由に、その貢を却下する<sup>⑥</sup>。要するに、儒教的正統論を重要視する洪武帝は天皇の臣下に過ぎない義満や氏久らの入貢を決して受け容れなかった。その後、日本側の権力者が明に朝貢する際には、「日本国王良懐」と詐称せねばならなかった。

洪武十三年一月、胡惟庸謀反事件が発生する。胡惟庸の罪状の中には指揮林賢を海外に遣わし、倭軍を招き入れ、謀反を企てるということが書かれている<sup>⑦</sup>。これをきっかけに、洪武帝は日本との国交を断絶し、以降日本からの入貢を一切拒否する。また、同年の十二月と翌年の七月に、二回にわたって日本に移文を送り、日本国王や征夷大將軍足利義満らを譴責する<sup>⑧</sup>。洪武帝にとって、明と冊封関係がない日本に対する可能な制裁手段は国交の断絶と譴責文の発送のみであった。

## 五、各国貢期の制限について

洪武五年の十月に、高麗は同知密直司事の金湑を京師に遣わし、正旦を賀す<sup>④</sup>。それに対して、洪武帝は正旦までまだ遠いため、金湑を帰国させる。それをきっかけに洪武帝は高麗の朝貢が頻繁すぎるため、古来の礼によって、その貢期を三年一聘あるいは一年一聘にすべしと中書省に諭す。また、チャンパ・安南・チョーラ・ジャワ・ブルネイ・シユリーヴィジャヤ・シャム・クメールなどの東南アジア諸国にも同じく朝貢の回数を減らすということを命令する<sup>⑤</sup>。これによって洪武帝は従来のように各国の入貢を勧誘するという積極的な姿勢を改め、各国入貢の回数を抑制するとう消極策に転じた。

その背後の理由として同年の五月に徐達らが率いる遠征軍がカラコルムで惨敗を喫し、多くの兵士が戦死し、明の国力が大いに損失した（同注二を参照）。その後、洪武帝は出費を節約し、国力の回復を図り、外交の面においては、各国が頻繁に来貢すると、使者団の食費・宿泊費・交通費などが多大な負担となるため、各国入貢の回数を抑制し、以って外交にかかる経費を削減した。

以降、明が高麗からの朝貢回数を意図的に減らす事例が幾つかある。洪武六年二月、高麗は鄭庇を遣わし、京師應天に赴き、馬を献上しようとしたところ、遼陽城で進路を阻まれる。定遼衛は聖旨により高麗が海路による朝貢しか許可されないという理由に鄭庇らの入城を拒否する<sup>⑥</sup>。同年の四月に、高麗が判密直司の盧禎を遣わして来貢し、その貢が無事に達成するが、同年の十月に、高麗がまた大護軍の金甲雨を遣わして来貢する。明はその貢ぐ馬五十匹の中で、二匹が途中で死に、金甲雨が私馬でその数を足したという理由で、その来貢を却下する<sup>⑦</sup>。また、洪武六年十二月に、高麗は密直副使の鄭庇を遣わし、来年の正旦を賀し、方物を貢ぐ<sup>⑧</sup>。それは洪武七年の朝貢と見なせば

よからう。洪武七年の二月に、高麗は密直副使の鄭庇・判事の禹仁烈などを遣わして来貢する<sup>55</sup>。鄭庇らは同年の五月に京師應天に到着し、陸路による朝貢と毎歳入貢という二つの事項を要請する。明は高麗の朝貢を不誠とし、その貢を却下する。その理由として、例年に貢ぐはずの白亭布が貢物の中に入っており、高麗側がそれを大府監に送つたと申ししたが、大府監が元の設けた機関であり、明がそれを設けていない。また、高麗の要請を全て拒否し、依然として貢期を三年一貢とし、貢路を海路とする<sup>56</sup>。つまり、洪武五年十月以来、明朝廷は意図的に高麗の朝貢回数を減らそうとする政策に踏み入れ、何らかの理由をつけ、高麗の朝貢を退けようとしていた。

洪武五年の各国貢期の制限と洪武七年の市舶司の廃止を合わせて考えると、各国貢期の制限は外国との朝貢貿易に対する管理であり、市舶司の廃止は民間の私貿易に対する管理であった。洪武帝は朝貢貿易であれ民間貿易であれ、すべて政治主導で一括管理しており、決して政府の管理から逸脱した自由貿易を容認しなかった。

## 六、明使殺害事件

洪武七年九月に、高麗国王王顥が政変で急死し、王禡が即位すると、明・高麗の国交が急に冷え込む。趙氏「二〇一〇」は王顥急死の真相について、これまでに親明外交を行っていた王顥が親元派政治集団の反発を受け、暗殺されたと指摘している<sup>57</sup>。

洪武七年の十一月、高麗が密直使の張子温・典工判書の閔伯萱などを遣わし、明に訃報を出し、且つ王顥への賜諡および新王王禡の承襲を請う。しかし、この時に明使の林密・蔡斌らが高麗より帰国する途中で護送官の金義によつて殺害される。金義は蔡斌を殺害し、林密を人質にし、後に元に亡命する。事件発生後、張子温・閔伯萱らが

出使を中止し、途中で帰還する。<sup>85)</sup>この事件が明・高麗両国関係に多大な損害を与えた。

事件弁明のために、高麗は洪武八年の一月に、あらためて判宗簿寺事の崔源を明に派遣する。<sup>86)</sup>崔源が同年の三月に京師應天に到着し、事件について弁明する。崔源は事件について、去年の九月に王顥が亡くなった後、王禡は使者を遣わして訃報を出そうとしたが、途中で盜賊に阻まれて帰還を余儀なくされ、金義なる者が明使の蔡斌を殺害し、林實周を捕縛し、国に帰還したが、金義を死刑に処したと述べている。しかし、洪武帝はあまり崔源の供述を信用せず、崔源の身柄を拘束し、別に使者を高麗に遣わして弔祭がてら調査を行なう。<sup>87)</sup>ここで明側の記録に見られる崔源の供述が、高麗側の記録と明らかに異なる。高麗側の記録によると、金義が元に亡命したという。おそらく高麗にとって明使を殺害した罪人を逮捕しないと立場が不利になるので、崔源がわざと虚偽の供述をしたであろう。もし本当に高麗側が金義を確保したのであれば、すぐに処刑するのではなく、明側に身柄を引き渡して調査を譲るはずであった。

この明使殺害事件をきっかけに、洪武帝は政治制裁と経済制裁といった二つの手段を用いて、高麗に外交プレッシャーをかける。政治制裁というのは、洪武帝が一貫して王禡の王位継承の正統性を認めず、冊封を行わないことである。経済制裁というのは、洪武帝が王禡の冊封要請に対して、冊封の条件として莫大な貢物を要求することである。そして、両者がセットとなり、相互補充の形を成している。洪武帝はまず冊封の拒否という手段を使い、王禡に政治的圧力を与える。それを前提に、ますます内政上に窮迫になった王禡に莫大な貢物を要求し、経済的利益を搾取する。また、このような手段は単に高麗に対する外交制裁のみならず、高麗を牽制する外交カードでもある。<sup>88)</sup>夫馬氏「二〇一五」は、明が冊封を外交カードとして利用し、元に向かおうとする高麗を牽制すると指摘している。<sup>89)</sup>洪武十年の一月、高麗はまた明に使者を送り込み、亡くなった王顥への賜諡を要請する。洪武帝は断然とその要

請を拒否する。その理由について、王顥がその臣下に殺され、高麗が王顥の諡号を請ったのは、明の冊命を借りてその民を撫でるためであると述べる<sup>⑧</sup>。同年の十二月、高麗がまた使者を遣わし、来年の正旦を賀する際に、洪武帝は中書省に対して、高麗の元国王の王顥がその臣下に殺されたにもかかわらず、ここ数年しきりに使者を遣わして入貢していた。宜しく人を遣わして現在の王位継承者について調査すべし。もし、その臣下に囚われることなく、確実に政令を発しているならば、今年まで大臣を派遣して馬千匹を貢ぎ、来年より金百斤、銀二万両、馬二百匹、細布一万を歳貢し、それに高麗に拘束された遼陽の民間人を送還することを要請する。これによって、その王位が真実で、政令が行なわれることが証明できるといふ論旨を出す<sup>⑨</sup>。つまり、明は高麗に莫大の貢物を要求し、それを条件として王禡の王位を承認するという事になった。篡奪によって王位を手に入れた王禡にとって、明からの冊命によって自らの王位の正統性・合法性を証明する必要があった。

一方、高麗では王禡が王位に即くと、明にのみならず、元にも通報する<sup>⑩</sup>。王顥時代に中断した元と高麗の交渉がこれで再開した。王位篡奪および明使殺害によって明から怒りを買った王禡にとっては、明との関係悪化に備えて元と連携を取り合う必要があった。一方、元には、明に軍事的に対抗するため、高麗との同盟関係を結ぼうという狙いがあった。そして、洪武十年二月に、王禡は元からの冊命を受け、明の洪武年号を改め、元の宣光年号を行なう<sup>⑪</sup>。同年三月、王禡は三司左使の李子松を元に遣わし、冊命を感謝し、表文を進呈する<sup>⑫</sup>。ただし、王禡は元からの冊封を受けたものの、元と軍事的同盟を結び、共に明と交戦するという考えが全くなかった。洪武十年九月、元からナガチュ・張海馬部と協力して共に明の遼東を攻めるといふ要請が高麗に発せられたが、高麗は天候が寒くて草木が枯れていることを理由に出兵要請を断る<sup>⑬</sup>。王禡にとっては、明からの承認を受けたい中、元から冊命を受けることによって、国内における政治的地位の安定を図るのこそが目的であった。冊封に対して、高麗側と元側との思

わくが食い違つた。

王禰は元から冊封を受けたとはいへ、それがあくまで仮初めの措置であり、明からの承認をあきらめていなかった。洪武十一年三月に、王禰は判繕工寺事の柳藩・禮儀判書の周誼を遣わし、賜諡および承襲を請う。周誼らは同年の五月に京師に着き、馬六十匹・黒白布百疋・金銀器用を貢ぐ。明は周誼らの貢を受け入れ、且つ周誼らに鈔・物などを賜うが、賜諡および承襲について相変わらず断る。同年の六月に明はこの前に拘束した崔源・全甫・李之富などを釈放し、帰国させる。同年の十月に、高麗はまた密直司事の沈德符・版圖判書の金寶生などを遣わし、正旦を賀し、崔源の釈放について謝恩を行なう。洪武帝は同年の十二月に沈德符・金寶生らを帰国させ、今年で大臣を派遣して馬千匹を貢ぎ、来年から金百斤、銀一万両、馬二百匹、細布一万を歳貢し、それに高麗に拘束された遼陽の民間人を送還し、以つて誠意を示せという条件を高麗に諭す。高麗の冊封要請に対して、洪武帝の態度は一貫している。高麗が明の提示する条件を満たさない限り、明は冊封要請を許可しない。このように、兩國關係が数年にわたる寒冷期を経る。

洪武十六年の八月に、高麗は門下贊成事の金庚を遣わして聖節を賀し、李子庸を遣わして千秋節を賀し、陳情表・請諡表・承襲表を進める。同年の十月に京師に着く。洪武帝はすでに聖節の時期を過ぎたことを理由に、金庚らを逮捕し、その貢を却下する。また、禮部に命じて高麗に諮せしめ、その貢が時期を過ぎたこと譴責し、この前の五年間約束どおりに貢がなかつた馬および金銀をあわせて献上し、よつて誠意を示すという条件を示す。具体的な数として、馬五千匹・金五百斤・銀五万両・布五万匹が要求される。この条件に対して、高麗の君臣の間では大いに議論され、結果的に洪武帝の意思に従うべしという結論が出る。

洪武十七年の十月に、高麗は連山君の李元紘を京師に遣わし、歳貢を行なう。李元紘は翌年の一月に京師に到着



し、馬五千匹・金五百斤・銀五萬兩・布五萬匹を貢ぐ。同時に高麗都評議使司が明禮部に歳貢の貢物の内訳について詳しく報告する。定額の金五百斤はそのうち九十六斤一十四兩が進貢済みであり、残りの四百三斤二兩が馬一百二十九匹に換算される。定額の銀五萬兩はそのうち一萬九千兩が進貢済みであり、残りの三萬一千兩が馬一百四匹に換算される。定額の布五萬匹はそのうち白苧布四千三百匹・黑麻布二萬四千四百匹・白麻官布二萬一千三百匹が進貢済みである。定額の馬五千匹はそのうち四千匹が進貢済みである。高麗の莫大な歳貢によって、洪武帝は遂に高麗の誠意を認め、同月に高麗の歳貢を大いに削り、貢物を馬五十匹とするように禮部に諭す。また、この前拘束された金庾・洪尙載・李子庸・周謙・黃陶・裴仲倫ら全員を帰国させる。

洪武十八年の五月、高麗は門下評理の尹虎・密直副使の趙胖を明に遣わし、謝恩して再度に賜諡・承襲の要請を試みる。同年の七月に尹虎・趙胖らが京師に到着し、洪武帝は遂にその要請を許可し、國子學錄の張溥を詔使と、國子典簿の周倬を誥使とし、高麗に誥を頒布し、王禡を高麗國王と冊封し、王顥に恭潛という諡号を賜う。これによって、明は王禡政権を正式に承認することになった。

## 七、第二次漠北遠征

元では洪武八年にコゴ・テムルが没し、洪武十一年にアウルシリダラが没し、弟のトグス・テムルが帝位に即く。明は洪武五年に敗戦を喫してから緩進策に調整する。まず洪武十五年に雲南を攻略して梁王を自殺に追い込む。そして洪武二十年に遼東金山を占領し、ナガチュを降服させる。これにて元の両翼が潰され、残りは漠北のカラコルム政権のみである。

後顧の憂いを断つた明はいよいよ元に対して最終決戦を挑む。洪武二十年九月、洪武帝は永昌侯藍玉を征虜大將軍と、延安侯唐勝宗を左副將軍と、武定侯郭英を右副將軍とし、漠北掃討を命じる。<sup>⑤</sup>ところが、藍玉は暫く元の主力軍の位置を把握できず、同年の十月に一部の兵力を大寧・會州の一線に駐屯させ、主力軍を薊州に帰還させる。<sup>⑥</sup>洪武二十一年三月、洪武帝は薊州に駐留する藍玉らに勅を齎し、出撃を催促する。<sup>⑦</sup>同月、藍玉らは十五万の軍勢を率いて、大寧から慶州まで進軍したところ、元帝トグス・テムルがブイル湖に在る情報を得て、間道を急進して奇襲をかける。<sup>⑧</sup>同年四月、藍玉の率いる明軍がブイル湖の東で元軍と遭遇する。激戦の末、明軍は大勝し、元帝トグス・テムルや太子天保奴らを逃がすが、その次子地保奴や妃らを捕らえ、また軍士男女七萬七千二十七口を捕虜し、寶璽・圖書・牌面・宣敕・照會・金印・銀印・馬・駝・牛・車などを獲得する。<sup>⑨</sup>同月、藍玉はさらに元將カラジャンを破り、その部下軍士一萬五千八百三戸を捕らえる。<sup>⑩</sup>

同年の五月、藍玉は戦勝を朝廷に報告する。<sup>⑪</sup>同年の七月、藍玉は捕縛した元帝の次子地保奴や后妃・公主らを京師に送る。結局、洪武帝は地保奴らを琉球に追放する。<sup>⑫</sup>洪武二十一年八月、漠北遠征に大勝利を納めた藍玉らが京師に帰還し、洪武帝は諸將に宴会を催し、戦功によって賞賜を行う。<sup>⑬</sup>洪武二十一年の漠北征討によって、カラコルム政権は崩壊して機能を失った。元帝トグス・テムルや太子天保奴らが逃走したが、カラコルムに帰還する途中で臣下のイスダルに殺される。<sup>⑭</sup>これで元の正統帝位継承者が無くなり、以降モンゴル貴族の間でハーン位をめぐる内乱が続く。明にとって、最も王朝の脅威となる北方のカラコルム政権が崩壊し、王朝が安泰期を迎える。北方草原にまだモンゴル勢の軍事力が活動し、国境地域を侵擾していたが、カラコルム政権が崩壊した以上、モンゴル人が再び南下して中原を奪還することはむしろ不可能になった。

## 八、鐵嶺をめぐる明・高麗間の領土紛争

洪武二十年の十二月に、洪武帝は明・高麗両国の国境線を明確に定めるために、戸部に命じて高麗に諮せしめ、鐵嶺の北・東・西の地はかつて開元に属するため、その地の軍民・女真人・韃靼人・高麗人を遼東都司の管轄にし、鐵嶺の南の地はかつて高麗に属するため、その地の民を高麗の管轄にし、今後互いに国境を侵犯すべからずという諭旨である<sup>⑤</sup>。翌年の二月に、偁長壽が明から帰国し、諭旨の内容を高麗側に伝達する<sup>⑥</sup>。このことが高麗君臣に多大な衝撃を与えた。王禡は重臣の崔瑩と秘密裏に遼東を攻めることを議論し、一方で密直提學の朴宜中を京師に遣わして交渉を試みる。高麗側の主張によると、鐵嶺から北の文・高・和・定・咸などの諸州がもとより高麗の管轄下にあり、鐵嶺と王京の開城との距離が僅か三百里であり、鐵嶺以北の数州を高麗の領土にすべしという<sup>⑦</sup>。朴宜中らが同年の四月に京師に到着し、陳情表を進呈する。それに対して、洪武帝は文・高・和・定などの諸州を高麗の言うようにその領土にすべし<sup>⑧</sup>が、鐵嶺に既に衛が置かれ、遼東がその地の人民を管轄しており、且つ古くより鴨綠江が中国と高麗との国境線であり、紛糾を引き起こさないように、以上のことを高麗の国王に伝達すべしと禮部尚書の李原名に諭す<sup>⑨</sup>。

以上の交渉内容を見れば、明と高麗との間で鐵嶺の位置に関する認識が食い違ったことがわかる。高麗が認識した鐵嶺は鴨綠江以南・開城から北三百里にあるところであるが、明が衛を置いた鐵嶺は鴨綠江以北・遼東奉集縣にあるところである<sup>⑩</sup>。二つの鐵嶺は名前が同一であるが、位置が全く異なる。洪武帝の言った鉄嶺の北・東・西の地を遼東の管轄にし、鉄嶺の南の地を高麗の管轄にすることはまさに従来と変わらず両国の国境線を鴨綠江に定めるという意味であった。但し、高麗には鴨綠江から高麗領内の鐵嶺までの数州の領土を明が奪おうとするように認識

された。それでは、明の鐵嶺衛が置かれた奉集の位置を圖一にて、高麗における鐵嶺を圖二にて示す。

洪武二十一年の三月に、高麗西北面都安撫使の崔元沚は、遼東都司が指揮二人・兵千人を江界に遣わして鐵嶺衛を立てようとしたことを王禡に報告する<sup>86</sup>。この事件の真相は元將の拔金完哥が降参した後に、明の朝廷が指揮僉事の李文・高顥・鎮撫の杜錫を遣わし、奉集縣に鐵嶺衛を設立したことである（同注九七を参照）。高麗には明軍が鴨綠江を渡つて高麗を攻め込もうとするように認識された。王禡は戦備を急ぎ、八道の精兵を徵発し、また臣僚に元の官服を着用するように命令する。翌月に王禡は遼東出兵を正式に決定し、崔瑩を八道都統使に、曹敏修を左軍都統使に、李成桂を右軍都統使に任命し、合わせて五万の軍勢を動員する<sup>87</sup>。時に藍玉が率いる遠征軍がブイル湖に進軍して元軍と激戦している（同注八七を参照）。王禡は明軍主力が漠北を遠征する機会に乗じて遼東出兵を敢行した。

ところが、高麗では遼東出兵をめぐつて王禡・崔瑩をはじめとする主戦派と、李成桂をはじめとする反戦派に分裂する。同年の五月に出兵に反対する李成桂が途中から帰還し、軍事政変を發動し、王禡と崔瑩を監禁し、実権を掌握する。六月に高麗では李成桂が実権を握る下で、洪武年号を回復し、胡服を禁止して明制の官服を着用することになる。

明側では、洪武二十一年八月に高麗千戸の陳景が明に降参し、王禡の遼東出兵および李成桂の軍事政変についてすべて報告する。これによって明は始めて事情を把握した。洪武帝は事態の成り行きを静観し、遼東の守備を固め、工作員を高麗に送り込んで情報を偵察することを指示する<sup>88</sup>。同時期に洪武帝は征虜大將軍藍玉を遣わし、十五万の軍勢を動員して、漠北遠征を遂行している。王禡が攻遼を決定した洪武二十一年四月は、藍玉が率いる遠征軍がブイル湖に進軍して元軍と激戦する最中であつた。そして、王禡の攻遼が明に伝わった同年の八月は、遠征軍が帰還した直後であつた（同注九一を参照）。疲弊した遠征軍を連戦させないように、遼東・朝鮮半島方面で高麗と交戦するこ

とを回避すべしと考え、洪武帝は遼東で防禦態勢を採りながら、事態の発展を静観していた。

李成桂が政変によつて権力を奪取した後、洪武帝は未遂に終つた王禡の攻遼を懲罰する手段として、高麗に経済制裁を加える。洪武二十四年三月に、洪武帝は宦官の韓龍・黄禿蠻を高麗に遣わし、詔を頒して馬一万匹の購入と關人二百人を要求する。同年の六月に、高麗は判繕工寺の楊天植・禮曹摠郎の孔俯を遼東に遣わし、疫病で多くの馬が倒れたので、一時に馬一万匹を用意できず、まず千五百匹を遼東に運び、また代金を敢えて受けないと禮部に申し開く。同年の八月に、洪武帝はその貢を納め、その請いを許す。同年の十月に高麗は金之鐸を遣わし、後統の馬二千五百匹を遼東に運ぶ。洪武帝は遼東都司の指揮僉事の張忠に命じて、馬二千五百匹を廣寧中護衛に飼育させる。このように、ただ二年の間に東北アジアでは明軍の漠北遠征・元朝の覆滅と王禡の攻遼・李成桂の政変といった激変が起こつた。筆者は洪武二十年から二十一年までに明・元・高麗の三国間に起こる大事件を表八に整理した。

## おわりに

従来の研究では洪武帝は次代の永樂帝と比べて、対外的に保守的・消極的であるといわれているが、その理由について明示されていない。本研究では、筆者が洪武年間の外交事件をすべて整理し、当時の東北アジア国際情勢をマクロ的に分析し、洪武帝の対外戦略を考察した。

洪武帝は対外的に保守策を採らざるをえない理由は明初の国力と外部環境にある。洪武初年、明は元末の戦乱を経て国力が疲弊し、外に北・西の二方面からモンゴル系の勢力に囲まれていた。王朝の安泰のために、必要以上の国力消耗を避け、宿敵の元に集中すべしと洪武帝が考えていた。即ち、洪武帝の対外戦略においては、漠北攻略が

その中核に置かれた。宿敵である元に対して、洪武帝は最初に漠北を平定してその地を領内に納めることを全く考えておらず、交渉によってカラコルム政権を名目的に臣服させることを試みた。しかし、交渉が失敗に終わり、遂に武力行使によってカラコルム政権を殲滅することに決定した。

元以外の東北・東南アジア諸国に対して、洪武帝は「不征国」の目録を作成し、なるべく軍事手段ではなく、外交手段を用いて紛争を解決するつもりであった。では、「不征国」との紛争を解決するのに、洪武帝は主に如何なる外交手段を用いたのであろうか。高麗のような明と冊封関係のあった国に対して、洪武帝は冊封の拒否という政治制裁・貢物の要求という経済制裁のセットで牽制していた。高麗の国王にとって、王位の合法性を強化するために、明の威光を借りて冊封を受ける必要があった。高麗と紛争が起きた際に、洪武帝は制裁手段として、まず高麗からの冊封要請を拒否した。次の手として冊封の条件として莫大な貢物を高麗に要求した。このように、政治制裁・経済制裁のセットアタックによって高麗を従属させようとしていた。ただし、洪武年間においては高麗のような明と冊封関係が成立した国が極少数である。多くの国の場合は、明と朝貢関係のみが存在し、冊封関係が成立しなかった。例えば、日本のような明と冊封関係がなかった国に対して、国交の断絶や譴責文の発送といった制裁手段しか用いられなかった。

総じていえば、洪武帝は外交の面において、理想や主義に拘泥するのではなく、現実に対応した柔軟な対応をしていた。洪武帝の保守的な対外戦略にはその時代的合理性がある。

本研究の不足点として、洪武帝の対外戦略をより深く理解するため、東北アジア地域のみならず、安南・琉球・チャンパ・シヤム・ジャワなどの東南アジア地域諸国との関係を考察しなければならない。東南アジア地域においては、遥かに遠い海の向こうにある南海諸国と比べて、明と地続きする安南が最も戦略的重要性が高かった。明が

雲南にある梁王バツァラワルミ政権と対峙している中、地理的に最も近い安南が地域に影響力を持っていた。明・梁王・安南の三角構造は今回の研究で述べられた明・元・高麗の三角構造に相似している。同じく明と冊封関係が成立した国として、対安南関係と対高麗関係とが如何なる異同を持つのかを、比較する必要がある。また宿敵の元と同じようなモンゴル系のタイムール帝国との関係を明が如何に対処するのかを解明すべきである。それらは今後の課題として残される。

#### 注釋

- ① 張士尊「一九九七」「高麗與北元關係對明與高麗關係的影響」を参照。
- ② 李新峰「一九九八」「恭愍王後期明・高麗關係與明・蒙戰局」を参照。
- ③ 于曉光「二〇〇六」「元末明初高麗兩端外交原因初探」を参照。
- ④ 趙現海「二〇一〇」「洪武初年明・北元・高麗的地緣政治格局」を参照。
- ⑤ 檀上寛「二〇一三」「明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序」の第八章「初期明帝国内体制論」の「おわりに」を参照。
- ⑥ 『明太祖實錄』卷之六十八洪武四年九月辛未の條に、「上御奉天門諭省府臺臣曰、海外蠻夷之國、有為患於中國者不可不討、不為中國患者不可輒自興兵。「中略」朕以諸蠻夷小國、阻山越海、僻在一隅、彼不為中國患者、朕決不伐之。惟西北胡戎世為中國患、不可不謹備之耳。卿等當記所言、知朕此意。」とある。
- ⑦ 檀上寛「二〇一三」「明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序」の第八章「初期明帝国内体制論」の「おわりに」を参照。
- ⑧ 『明太祖實錄』卷之二十六吳元年冬十月甲子の條に「命中書右丞相信國公徐達為征虜大將軍、中書平章掌軍國重事鄂國公常遇春為征虜副將軍、率甲士二十五萬由淮入河北取中原。「下略」」とある。
- ⑨ 『明太祖實錄』卷之二十九洪武元年春正月乙亥の條に「上祀天地于南郊、即皇帝位、定有天下之號曰大明、建元洪武。「下略」」とある。

- ⑩ 『明太祖實錄』卷之三十四洪武元年八月庚午の條に「大將軍徐達命馬指揮守通州、進師取元都。師至齊化門、命將士填壕登城而入。〔下略〕」とある。
- ⑪ 『明太祖實錄』卷之五十一洪武三年夏四月丙寅の條に「大將軍徐達等率師出安定駐沈兒峪口、與王保保隔深溝而壘、日數交戰。〔中略〕遂大敗保保兵於川北亂塚間。〔下略〕」とある。
- ⑫ 『明太祖實錄』卷之五十二洪武三年五月辛丑の條に「左副將軍李文忠師趨應昌〔中略〕癸卯復遇元兵與戰、大敗之、追至應昌、遂圍其城。明日克之。〔下略〕」とある。
- ⑬ 『明太祖實錄』卷之一百四十洪武十四年十二月是歳の條に「計天下人戶一千六十五萬四千三百六十二、口五千九百八十七萬三千三百五、〔中略〕天下官民田計三百六十六萬七千七百一十五頃四十九畝。〔下略〕」とある。
- ⑭ 『明太祖實錄』卷之二百十四洪武二十四年十二月是歳の條に「計天下官民田地三百八十七萬四千七百四十六頃七十三畝、〔中略〕天下郡縣更造賦役黃冊成、計人戶一千六十八萬四千四百三十五、口五千六百七十七萬四千五百六十一。〔下略〕」とある。
- ⑮ 宮崎市定「一九六九」『洪武から永樂へ―初期明朝政權の性格』を参照
- ⑯ 『明太祖實錄』卷之五十七洪武三年冬十月辛巳の條に「遣使致書元太子愛猷識里達臘曰〔中略〕今再致書以嘗告令先君者、告君君其上順天道、遣使一來、公私通問、庶幾安心牧養於近塞、藉我之威號令部落、尚可為一邦之主、以奉其宗祀。若不出此、猶欲以殘兵出沒為邊民患、則大舉六師深入沙漠、君之退步又非往日可比。其審圖之、毋貽後悔、餘不多及。」とある。
- ⑰ 『明太祖實錄』卷之五十三洪武三年六月丁丑の條に「上遣使詔諭元宗室部落臣民。〔下略〕」とある。また、『明太祖實錄』卷之五十七洪武三年冬十月辛巳の條に「遣使致書元太子愛猷識里達臘。〔下略〕」とある。また、『明太祖實錄』卷之五十九洪武三年十二月癸亥の條に「遣使致書元太子並招諭和林諸部。」とある。
- ⑱ 『明太祖實錄』卷之五十六洪武三年九月是月の條に「詔諭遼陽等處官民〔中略〕茲特遣人往諭、能審知天道、率眾來歸、官加擢用、民復舊業。朕不食言、爾其圖之。」とある。
- ⑲ 『明太祖實錄』卷之六十六洪武四年六月壬寅の條に「故元右丞張良佐・左丞房嵩遣參政張革・行樞密院副使焦偶・廉訪司僉事李茂・斷事崔忽都自遼東來、貢馬及送賊殺劉益逆党平章八丹・知院僧兒等至京、並上故元所授印章・宣敕・金牌。〔下略〕」とある。



- ⑳ 『明太祖實錄』卷之七十一洪武五年春正月庚午の條に「上禦武樓與諸將臣籌邊事、中書右丞相魏國公徐達曰今天下大定庶民已安、北虜歸附者相繼、惟王保保出沒邊境、今復遁居和林、臣願鼓率將士以剿絕之。」「中略」上曰卿等必欲征之、須兵幾何。達曰得兵十萬足矣。上曰兵須十五萬、分三道以進。於是命達為征虜大將軍出中路、曹國公李文忠為左副將軍出東路、宋國公馮勝為征西將軍出西路。」とある。
- ㉑ 『明太祖實錄』卷之七十三洪武五年五月壬子の條に「將軍徐達兵至嶺北、與虜戰失利、斂兵守塞。」とある。
- ㉒ 『明太祖實錄』卷之三十七洪武元年十二月壬辰の條に「遣符寶郎倪斯奉璽書賜高麗國王王顥曰「下略」「遣知府易濟頒詔於安南「下略」とある。『明太祖實錄』卷之三十九洪武二年二月辛未の條に、「遣吳用顔宗魯楊載等使占城爪哇日本等國「下略」とある。『明太祖實錄』卷之七十一洪武五年春正月甲子の條に、「遣楊載持詔諭琉球國「下略」とある。
- ㉓ 『明太祖實錄』卷之三十七洪武元年十二月壬辰の條に「遣符寶郎倪斯奉璽書賜高麗國王王顥曰、「中略」今年正月臣民推戴、即皇帝位、定有天下之號曰大明、建元洪武。惟四夷未報、故遣使報王知之。」「下略」とある。
- ㉔ 『高麗史』四十一卷恭潛王十七年九月乙卯の條に「本國人金之秀自元來言、大明舟師萬餘、泊通州入京城、元帝與皇后奔上都、太子戰敗又奔上都。」とある。
- ㉕ 『高麗史』四十一卷恭潛王十七年冬十月癸酉の條に「遣判宗簿寺事文天式如元賀千秋節、天式至遼陽道梗而還、杖復遣之。」とある。
- ㉖ 『高麗史』四十一卷恭潛王十七年十一月丙辰の條に「元遣利用監太卿繼子罕來詔分命諸將以圖恢復。王迎於行省。」とある。
- ㉗ 『高麗史』四十一卷恭潛王十八年三月癸卯の條に「元遣使進王為右丞相。」とある。
- ㉘ 『高麗史』四十一卷恭潛王十八年三月甲寅の條に「遣同知密直司事重貴如元賀聖節、又謝恩。」「中略」重貴道梗不達而還。」とある。
- ㉙ 『高麗史』四十一卷恭潛王十八年三月壬辰の條に「大明皇帝遣符寶郎倪斯賜璽書及紗羅段匹摠四十四匹。王率百官出迎於崇仁門外。」「中略」斯自去年十一月發金陵、海道艱關至是乃來。」とある。
- ㉚ 『高麗史』四十一卷恭潛王十八年五月甲辰の條に「遣禮部尚書洪尙載、監門衛上護軍李夏生奉表如金陵賀登極、仍謝恩。」とある。

また、『明太祖實錄』卷之四十四洪武二年八月甲子の條に「高麗國王王顯遣其禮部尚書洪尚載等奉表賀即位、請封爵、且貢方物、中宮及皇太子皆有獻。賜尚載以下羅綺有差。」とある。

③① 『明太祖實錄』卷之四十四洪武二年八月丙子の條に「遣符寶郎傑斯齋詔及金印誥文往高麗、封王顯為國王。〔中略〕仍賜顯大統曆一本、錦繡絨綺十四匹、又賜其王母妃金綺紗羅各四匹、並賜其相國申耽侍中李春富李仁人文綺紗羅十二匹。」とある。

③② 『高麗史』四十二卷恭潛王十九年五月甲寅の條に「帝遣尙寶司丞僕斯來錫王命、王率百官郊迎。〔中略〕今賜□大統曆一本・錦綉絨段十四匹、至可領也。并賜太妃金段・色段・線羅紗各四匹、王妃亦如之、相國辛訥・侍中李春富・李仁任色段各四匹・線羅各四匹・紗各四匹。」とある。また、『高麗史』四十二卷恭潛王十九年五月甲寅の條に「成准得還自京師、帝賜璽書曰〔中略〕今賜王冠服・樂器、陪臣冠服、及洪武三年大統曆、至可領也。又賜王六經・四書・通鑑・漢書、皇后賜王妃冠服。」とある。

③③ 『高麗史』四十一卷恭潛王十八年八月丙戌の條に「北元中書省及太尉丞相奇平章遣使來聘。」とある。

③④ 『高麗史』四十一卷恭潛王十八年九月己亥の條に「北元吳王・淮王・雙哈達王皆遣使報聘、獻馬四十餘匹。時吳王等先聘於我、我遣禹禪回謝。吳王請昏于我、淮王待禪甚厚且欲以其女歸於我、請觀其女。辭曰、臣受命修聘耳、若請昏非臣所知。王強使見之。」とある。

③⑤ 『高麗史』四十二卷恭潛王十八年九月乙巳の條に「元丞相廓擴帖木兒遣使來。」とある。

③⑥ 『高麗史』四十二卷恭潛王十九年秋七月甲辰の條に「遣三司左使姜師贊如京師謝冊命及璽書、并納前元所降金印、仍計稟耽羅事。」とある。

③⑦ 于曉光「二〇〇六」元末明初高麗兩端外交原因初探」を参照。

③⑧ 鄭樑生「二〇一三」『明代の倭寇』の第一章「明朝の海禁と倭寇」の三、「倭寇の時期区分」を参照。

③⑨ 『明太祖實錄』卷之三十九洪武二年二月辛未の條に、「遣吳用・顔宗魯・楊載等使占城・爪哇・日本等國。〔中略〕賜日本國王璽書曰、〔中略〕故修書特報正統之事、兼諭倭兵越海之由。詔書到日、如臣奉表來庭、不臣則修兵自固、永安境土、以應天休。如必為寇盜、朕當命舟師、揚帆諸島、捕絕諸徒、直抵其國、縛其王、豈不代天伐不仁者哉。惟王圖之。」とある。

④⑩ 『明太祖實錄』卷之五十洪武三年三月是月の條に、「遣萊州府同知趙秩、持詔諭日本國王良懷曰、〔下略〕」とある。

- ④1 『明太祖實錄』卷之六十八 洪武四年冬十月癸巳の條に、「日本國王良懷、遣其臣僧祖來、進表箋、貢馬及方物。並僧九人來朝、又送至明州・台州被虜男女七十余口。〔中略〕詔賜祖來等文綺・帛及僧衣。比辭、遣僧祖闡克勤等八人、護送還國。仍賜良懷大統曆及文綺・紗羅。」とある。
- ④2 『大日本史料』第六編之三十七 南朝文中二年北朝應安六年六月二十九日「明國書并明使仲猷無逸尺牘」に、「〔上略〕而祖闡二人適中鬪選、即不容辭、遂與從行。僧俗主僕六十餘人、渡海至五島、即聞貴國出師至關西、盡收其地、因促舟人、疾速抵岸、自謂無關禁之憂矣。不新以無詔書故、上下交疑、留滯期年、未獲復命。〔下略〕」とある。
- ④3 『明太祖實錄』卷之九十三 洪武七年九月辛未の條に、「罷福建泉州、浙江明州、廣東廣州三市船舶。」とある。
- ④4 檀上寛「二〇一三」『明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序』の第一章「明初の海禁と朝貢」の一、「明初の対外政策と海禁」を参照。
- ④5 『明太祖實錄』卷之九十 洪武七年六月乙未の條に、「日本國、遣僧宣聞溪・淨業・喜春等來朝、貢馬及方物。詔卻之。時日本國持明與良懷爭立、宣聞溪等齎其國臣之書、達中書省、而無表文。上命卻其貢。〔下略〕」とある。
- ④6 『明太祖實錄』卷之九十 洪武七年六月乙未の條に、「是時、其臣有志布志島津越後守臣氏久、亦遣僧道幸等進表、貢馬及茶・布・刀・扇等物。上以氏久等無本國之命、而私入貢、仍命卻之。〔下略〕」とある。
- ④7 『明太祖實錄』卷之一百二十九 洪武十三年春正月甲午の條に、「禦史中丞塗節、告左丞相胡惟庸與御史大夫陳寧等謀反。〔中略〕使指揮林賢下海、招倭軍約期來會。又遣元臣封績、致書稱臣於元、請兵為外應。事皆未發。〔下略〕」とある。
- ④8 『明太祖實錄』卷之一百三十四 洪武十三年十二月是月の條に、「遣使詔諭日本國王。〔下略〕」とある。また、『明太祖實錄』卷之一百三十八 洪武十四年秋七月戊戌の條に、「日本國王良懷、遣僧如瑤等、貢方物及馬十四匹。上命卻其貢。仍命禮部移書責其國王。〔下略〕」とある。
- ④9 『高麗史』四十三卷恭潛王二十一年秋七月辛未の條に、「遣同知密直司事金清如京師進方物、同知密直司事成元揆賀聖節、版圖判書林完賀千秋。」とある。
- ⑤0 『明太祖實錄』卷之七十六 洪武五年冬十月甲午の條に、「〔上略〕是時、其國賀正旦使金清等先至京師。上以正旦期尚遠、恐久淹其

使、因仁裕繼至、遂皆命還國。因謂中書省臣曰、曩因高麗貢獻煩數、故遣延安答裡往諭此意。今一歲之間貢獻數至、既困弊其民、而使涉海道路艱險、如洪師範歸國蹈覆溺之患、幸有得免者能歸言其故。不然豈不致疑夫。古者諸侯之于天子、比年一小聘、三年一大聘、若九州之外蕃邦遠國、則惟世見而已。其所貢獻、亦無過侈之物、今高麗去中國稍近、人知經史、文物禮樂略似中國、非他邦之比。宜令遵三年一聘之禮、或比年一來、所貢方物止以所產之布十匹足矣、毋令過多。中書其以朕意諭之、占城・安南・西洋瑣裡・爪哇・渤尼・三佛齊・暹羅斛・真臘等國、新附遠邦、凡來朝者、亦明告以朕意。中書因使者還如上旨諮諭其王。」とある。

⑤1 『高麗史』四十四卷恭潛王二十二年二月庚寅の條に「遣判書張子溫移諮定遠衛曰、前遣鄭庇赴京獻馬、稱到定遠城有守門官不許入城曰、今奉聖旨山東新附百姓生受、高麗使臣休這路上來。以此回還。庇承差進獻、今聽在口之言、別無官信明文、未委虛實。如果聖旨請錄全文回示。子溫至定遠、摠兵官使謂曰、聖旨高麗使臣止教海道朝京。今齋來諮文、畏聖旨不敢拆看。由是子溫未得文據而還。」とある。

⑤2 『明太祖實錄』卷之八十一洪武六年夏四月癸巳の條に「高麗國王王顥遣其判密直司盧禎奉表謝賜藥餌、貢海錯細布、並貢方物于中宮東宮。」とある。

⑤3 『明太祖實錄』卷之八十五洪武六年冬十月辛巳の條に「高麗王顥遣其大護軍金甲雨等貢馬五十四、甲雨至言道亡二匹、及馬至如數、詢之則甲雨以私馬足之。上以其不誠卻其貢。」とある。

⑤4 『高麗史』四十四卷恭潛王二十二年六月辛卯の條に「遣前雞林尹金庚如京師賀聖節、密直副使鄭元庇賀正復貢馬。」とある。また、『明太祖實錄』卷之八十六洪武六年十二月丙寅の條に「高麗遣其奉翊大夫密直副使鄭庇奉表及箋賀明年正旦、貢方物。」とある。

⑤5 『高麗史』四十四卷恭潛王二十三年二月甲子の條に「遣密直副使鄭庇・判事禹仁烈如京師賀正、請通陸路朝見。」とある。

⑤6 『明太祖實錄』卷之八十九洪武七年五月壬申の條に「高麗王王顥遣其監門衛上護軍周誼・鄭庇等奉表貢方物。其表五、一請仍舊每歲入貢、一請陸路由定遠入貢、一謝金甲雨回蒙賜璽書、一謝姜仁裕回蒙宣諭、一謝調恤覆舟之人。中書省臣奏、往年高麗入貢、白苧布三百匹具于方物中。今乃稱禮送大府監、按元時有大府監、主收進貢方物、本朝未嘗設此。高麗入貢已久、豈不知此而妄言之、意涉不誠。上命還其貢。〔中略〕仍令中書諮其國、責以大府監之失。」とある。また、『高麗史』四十四卷恭潛王二十三年六月壬子の條に「鄭庇等還自京師、〔中略〕又奉聖旨朝貢道路、三年一聘、從海道來。」とある。

- ⑤7 趙現海「二〇一〇」『洪武初年明・北元・高麗的地縁政治格局』を参照。
- ⑤8 『高麗史』一百三十三卷辛禡「恭潛王二十三年」十一月の條に「遣密直使張子溫・典工判書閔伯萱、如京師告訃、請賜諡・承襲。」
- ⑤9 『高麗史』一百三十三卷辛禡元年正月の條に「遣判宗簿寺事崔源如京師告喪、請諡及承襲。」とある。
- ⑥0 『明太祖實錄』卷之九十八洪武八年三月丁卯の條に「高麗國遣判宗簿寺事崔原來告哀、言去年九月國王王顥卒。已遣使訃聞、於朝為盜高鐵頭者邀于路、因不得遠。又言其國有金義者、奉使貢馬、行至只縣、遇朝使蔡斌・主事林實周、遂殺斌而執實周以還。罪當死、已誅義而籍其家。上疑其詐、命拘崔原、別遣使往其國弔祭。」とある。
- ⑥1 夫馬進「二〇一五」『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』の第二章「明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」の二、「明初洪武期の対高麗外交と朝鮮外交文書の非礼事件」を参照。
- ⑥2 『明太祖實錄』卷之一百一十一洪武十年春正月是月の條に「高麗遣使至京師、為其故國王顥請諡號。上以顥為其下所弑、敕中書宰臣曰「中略」其王輸誠數年、乃為臣下所弑。又幾年矣、今始來請諡、將以假吾朝命鎮撫其民、且以揜其弑逆之跡耳。所請非誠、不可與也。前所留使者則歸之。」とある。
- ⑥3 『明太祖實錄』卷之一百十六洪武十年十二月是月の條に「高麗國遣使來賀明年正旦。上以王顥既被弑、而其國數遣使入貢、敕中書宰臣曰、「中略」而其前後使者五至、皆云嗣王遣之。中書宜遣人往問嗣王如何、政令安在。若政令如前、嗣王不為羈囚、則當依前王所言、歲貢馬千匹、差其執政以半來朝。明年貢金二百斤、銀一萬兩、良馬百匹、細布一萬、仍以所拘遼東之民悉送來還、方見王位真、而政令行。朕無惑也。「中略」中書其如朕命、遣人往觀其所為、且問王之安否。」とある。
- ⑥4 『高麗史』一百三十三卷辛禡「恭潛王二十三年」十二月の條に「遣判密直司事金潛如北元告喪。」とある。
- ⑥5 『高麗史』一百三十三卷辛禡三年二月の條に「北元遣翰林承旨李刺的齋冊命及御酒海青來詔曰、上天眷命皇帝聖旨諭、「中略」今以牟尼奴為征東省左丞相・高麗國王。「中略」大王始行北元宣光年號。」とある。
- ⑥6 『高麗史』一百三十三卷辛禡三年三月の條に「遣三司左使李子松如北元謝冊命。「下略」」とある。
- ⑥7 『高麗史』一百三十三卷辛禡三年九月の條に「姜仁裕在北元遣人來告曰、平章文典成大叅政張海馬與丞相納哈出鍊兵秣馬、待高麗

軍來、欲攻定遼衛。時我不應攻遼之請、故又督之。遣軍簿判書文天式告、以天寒草枯不可出師。」とある。

〔68〕『高麗史』一百三十三卷辛禡四年三月の條に、「遣判繕工寺事柳潘如京師謝恩、禮儀判書周誼諱諡・承襲。」とある。

〔69〕『明太祖實錄』卷之一百十八洪武十一年五月丙子の條に、「高麗國王世子禡遣禮儀判書周誼等、貢馬六十匹、白黑布一百疋、及金銀器用。賜誼等鈔物有差。」とある。

〔70〕『高麗史』一百三十三卷辛禡四年六月の條に、「帝放還我行人崔源・全甫・李之富。」とある。

〔71〕『高麗史』一百三十三卷辛禡四年十月の條に、「遣判密直司事沈德符如京師賀正、版圖判書金寶生謝放還崔源等。」とある。

〔72〕『明太祖實錄』卷之一百二十一洪武十一年十二月是月の條に、「遣高麗使還、以敕諭之曰、汝承奸臣之詐、不得已而來誑我。今命爾歸、當以朕意言於首禍之人曰、爾殺中國無罪之使、其罪深矣、非爾國執政大臣來朝、及歲貢如約、則不能免問罪之師。」「下略」とある。また、『高麗史』一百三十四卷辛禡五年三月の條に、「沈德符金寶生回自京師、〔中略〕禮部尙書朱夢炎錄帝旨以示國人曰、〔中略〕爾中書差人詣彼、問嗣王之何如、政令之安在。若政令如前、嗣王不被羈囚、則當仍依前王所言、今歲貢馬一千、差執政陪臣以半來朝。明年貢金一百斤・銀一萬兩・良馬百匹・細布一萬匹、歲以爲常、仍將所拘遼東之民無問數萬悉送回還、方乃王位眞、而政令行。朕無惑也。」「下略」とある。

〔73〕『高麗史』一百三十五卷辛禡九年八月の條に、「遣門下贊成事金庚賀聖節、請諡・承襲・陳情。密直副使李子庸賀千秋節。」とある。

〔74〕『明太祖實錄』卷之一百五十七洪武十六年冬十月戊子の條に、「高麗國遣其臣張伯・崔涓貢方物、詔卻之、且命禮部諮論其國曰〔中略〕高麗既專臣妾、永守事大之誠、使者慢命無禮、當詰其罪。所貢方物、宜卻不受。仍與高麗言、誠欲聽約束、則當以前五歲違約不貢之馬及金銀並至、則可見其誠意也。」とある。また、『高麗史』一百三十五卷辛禡九年十一月の條に、「譯者張伯還自京師曰、帝以進賀使金庚・李子庸過期而至、下法司。禮部咨曰、奉聖旨、〔中略〕高麗既全臣妾、永守事大之誠、來使既非朝禮、當送法司、如律令。其所進禮物、既不依節而至、勿納。更與高麗文書、必然願聽約束。前五年未進歲貢馬五千匹・金五百斤・銀五萬兩・布五萬匹一發將來、乃爲誠意、方免他日取使者之兵至彼。欽此。已將進獻禮物、不動原封盡數責令原差來人裴仲倫等收領、於水路回還。今再令差來人崔涓等四名齎文陸路回還。」とある。

〔75〕『高麗史』一百三十五卷辛禡九年十二月の條に、「禮令兩府百官議歲貢、皆以一遵帝旨爲對、於是置進獻盤纏色。」とある。

- ⑦⑥ 『高麗史』 一百三十五卷辛禡十年十月の條に「遣連山君李元紘如京師獻歲貢。」とある。
- ⑦⑦ 『明太祖實錄』 卷之一百七十洪武十八年春正月丁丑の條に「高麗遣使進馬五千匹・金五百斤・銀五萬兩・布五萬匹、賜其使金庾等八十七人鈔三百八十二錠。」とある。
- ⑦⑧ 『高麗史』 一百三十五卷辛禡十年十月の條に「都評議使司申禮部曰、原奉五年歲貢金五百斤、數内見解送九十六斤一十四兩、其未辦四百三斤二兩、折准馬一百二十九匹。銀五萬兩、數内見解送一萬九千兩、未辦三萬一千兩、折准馬一百四匹。布五萬匹、數内見解送白苧布四千三百匹・黑麻布二萬四千四百匹・白麻官布二萬一千三百匹。馬五千匹、數内已解送四千匹、遼東都司收訖、今見解送一千匹。」とある。
- ⑦⑨ 『明太祖實錄』 卷之一百七十洪武十八年春正月戊寅の條に「上諭禮部臣曰、「中略」今既聽命其心已見、宜再與之約、削其歲貢、令三年一朝、貢馬五十匹。至二十一年正旦乃貢。汝宜以此意諭之。」とある。
- ⑧⑩ 『高麗史』 一百三十五卷辛禡十一年四月の條に「帝放還金庾・洪尙載・李子庸・周謙・黃陶・裴仲倫等、許通朝聘。子庸道死。」とある。
- ⑧⑪ 『高麗史』 一百三十五卷辛禡十一年五月の條に「五月、遣門下評理尹虎・密直副使趙胖、如京師謝恩、且請諭・承襲・謝恩。」とある。
- ⑧⑫ 『明太祖實錄』 卷之一百七十四洪武十八年秋七月癸亥の條に「高麗權國事王禡復遣門下評理尹虎・密直副使趙胖上表獻馬、請襲爵、並請其故王王禡封諡。從其請。」とある。また、『明太祖實錄』 卷之一百七十四洪武十八年秋七月甲戌の條に「詔頒誥于高麗國、封王禡為高麗國王、其故王禡賜諡恭潛。以國子學錄張溥為詔使、行人段裕副之、國子典簿周倬為詔使、行人雒英副之。」とある。
- ⑧⑬ 『明太祖實錄』 卷之一百八十五洪武二十年九月丁未の條に「遣指揮趙隆齋詔命右副將永昌侯藍玉為征虜大將軍、延安侯唐勝宗為左副將軍、武定侯郭英為右副將軍、都督僉事耿忠為左參將、都督僉事孫恪為右參將、敕諭玉等曰、「中略」然胡虜餘孽未盡殄滅、終為邊患。宜因天時、率師進討、曩論克取之機、尚服斯言、益勵士卒、奮揚威武、期必成功。肅清沙漠、在此一舉。卿等其勉之。」とある。
- ⑧⑭ 『明太祖實錄』 卷之一百八十六洪武二十年冬十月庚午の條に「征虜大將軍永昌侯藍玉奏、天氣尚寒、胡人斂跡、大軍久屯塞上、徒

費饋餉。今量留人馬戍守大寧・會州等處、大軍分回薊州近城屯駐、俟有邊報、然後進軍。詔許之。」とある。

⑧5 『明太祖實錄』卷之二百八十九洪武二十一年三月壬午の條に「遣使齎敕諭征虜大將軍永昌侯藍玉等曰、近者故元司徒阿速等來降、朕察其事情、知虜心惶惑、眾無紀律、度其勢不能持久。卿等宜整飭士馬、倍道兼進、直抵虜庭、覆其巢穴。其眾若降附、撫慰南來。毋失事機、以孤朕望。」とある。

⑧6 『明太祖實錄』卷之二百八十九洪武二十一年三月是月の條に「大將軍永昌侯藍玉等率師十五萬由大寧進至慶州、聞虜主脫古思帖木兒在捕魚兒海、從間道兼程而進。」とある。

⑧7 『明太祖實錄』卷之二百九十洪武二十一年夏四月乙卯の條に「大將軍永昌侯藍玉師至百眼井、去捕魚兒海尚四十餘里、〔中略〕丙辰黎明至捕魚兒海南飲馬偵知虜主營在海東北八十餘里。玉以弼為前鋒、直薄其營。虜始謂我軍乏水草、必不能深入、不設備。又大風揚沙、晝晦軍行、虜皆不知。虜主方欲北行、整軍馬皆北向。忽大軍至、其太尉蠻子率眾拒戰、敗之、殺蠻子及其軍士數十人、其眾遂降。虜主脫古思帖木兒與其太子天保奴・知院捏怯來・丞相失烈門等數十騎遁去。玉率精騎追之、出千餘里不及而還。獲其次子地保奴・妃子等六十四人及故太子必里禿妃並公主等五十九人。〔下略〕」とある。

⑧8 『明太祖實錄』卷之二百九十洪武二十一年夏四月是月の條に「大將軍永昌侯藍玉破故元將哈刺章營、獲其部下軍士一萬五千八百三戶、馬駝四萬八千一百五十餘匹。」とある。

⑧9 『明太祖實錄』卷之二百九十洪武二十一年五月甲午の條に「大將軍永昌侯藍玉等遣使至京上表奏捷。〔下略〕」とある。

⑨0 『明太祖實錄』一百九十二洪武二十一年秋七月戊寅の條に「大將軍永昌侯藍玉遣人送虜主次子地保奴及後妃・公主等至京。〔中略〕於是遣至護送往居琉球、仍厚遺資遣之。」とある。

⑨1 『明太祖實錄』卷之二百九十三洪武二十一年八月丁卯の條に「征虜大將軍永昌侯藍玉等還朝。〔下略〕」とある。また、『明太祖實錄』卷之一百九十三洪武二十一年八月戊辰の條に「宴征北諸將於奉天殿。〔下略〕」とある。

⑨2 『明太祖實錄』卷之一百九十四洪武二十一年冬十月丙午の條に「〔上略〕初虜主脫古思帖木兒在捕魚兒海為我師所敗、率其餘眾欲還和林依丞相咬住。行至土刺河、為也速迭兒所襲擊、其眾潰散、獨與捏怯來等十六騎遁去。適遇丞相咬住・太尉馬兒哈咱領三千人來迎。又以闊闊帖木兒人馬眾多、欲往依之。會天大雪三日不得發也。速迭兒遣大王火兒忽答孫王府官字羅追襲之、獲脫古思帖木兒、



以弓弦縊殺之、並殺其太子天保奴。故捏怯來等恥事之、遂率其眾來降。」とある。

⑨3 『明太祖實錄』卷之二百八十七洪武二十年十二月壬申の條に「命戶部諮高麗王、以鐵嶺北東西之地、舊屬開元、其土著軍民女直韃靼高麗人等、遼東統之。鐵嶺之南、舊屬高麗、人民悉聽本國管屬。疆境既正、各安其守、不得復有所侵越。」とある。

⑨4 『高麗史』一百三十七卷辛禡十四年二月の條に「僕長壽還自京師、口宣聖旨曰、「中略」鐵嶺迤北元屬元朝、並令歸之遼東。其餘開元瀋陽信州等處軍民聽從復業。」とある。

⑨5 『高麗史』一百三十七卷辛禡十四年二月の條に「禡與崔瑩密議攻遼、發京城坊里軍、修漢陽・重興城。「中略」大明欲建鐵嶺衛、禡遣密直提學朴宜中表請曰、昊天廣大、覆育無遺、帝王作興、疆理必正、玆彈卑懇、仰瀆聰聞。粵惟弊邦僻在遐壤、褊小實同於墨誌、崎嶇何異於石田。況從東隅、以至北鄙、介居山海、形勢甚偏、傳自祖宗、區域有定。切照鐵嶺迤北、歷文・高・和・定・咸等諸州以至公嶮鎮、自來係是本國之地。「中略」今欽見奉鐵嶺迤北・迤東・迤西元屬開元所管、軍民仍屬遼東、欽此。鐵嶺之山、距王京僅三百里、公嶮之鎮、限邊界非一二年。其在先臣、幸逢昭代、職罔愆於侯度、地既入於版圖。還及微軀、優蒙睿澤、特下十行之詔、俾同一視之仁。伏望陛下度擴包容、德敦撫綏、遂使數州之地仍爲下國之疆、臣謹當益感再造之恩。恒祝萬年之壽。」とある。

⑨6 『明太祖實錄』卷之二百九十洪武二十一年夏四月壬戌の條に「時高麗王禡表言、文・高・和・定等州、本為高麗舊壤、鐵嶺之地、實其世守、乞仍以爲統屬。上諭禮部尚書李原名曰、數州之地、如高麗所言似合隸之、以理勢言之、舊既為元所統、今當屬於遼。況今鐵嶺已置衛、自屯兵馬守其民、各有統屬。高麗之言、未足爲信。且高麗地壤舊以鴨綠江爲界、從古自爲聲教、然數被中國累朝征伐者、爲其自生鬻端也。今復以鐵嶺爲辭、是欲生鬻矣。遠邦小夷、固宜不與之較、但其詐偽之情、不可不察。禮部宜以朕所言諮其國王、俾各安分、毋生鬻端。」とある。

⑨7 『明太祖實錄』卷之二百八十九洪武二十一年三月辛丑の條に「置鐵嶺衛指揮使司。先是、元將拔金完哥率其部屬金千吉等來附。至是、遣指揮僉事李文・高顯・鎮撫杜錫置衛於奉集縣、以撫安其眾。」とある。

⑨8 『高麗史』一百三十七卷辛禡十四年三月の條に「西北面都安撫使崔元沚報、遼東都司遣指揮二人、以兵千餘來至江界、將立鐵嶺衛。帝豫設本衛、鎮撫等官皆至遼東、自遼東至鐵嶺、置七十站、站置百戶。」とある。

⑨9 『高麗史』一百三十七卷辛禡十四年三月の條に「禡自東江還馬上泣曰、群臣不聽吾攻遼之計、使至於此。遂徵八道精兵下令曰、明

日欲西幸、臣僚宜皆著大元冠服。」とある。また、『高麗史』一百三十七卷辛禡十四年四月の條に「禡次平壤督徵諸道兵、作浮橋于鴨綠江、使大護軍裴炬督之、船運林廉等家財于西京欲充軍賞。又發中外僧徒爲兵、抄京畿兵屯東西江以備倭。加崔瑩八道都統使、以昌城府院君曹敏修爲左軍都統使〔中略〕、以我太祖爲右軍都統使〔中略〕。左右軍共三萬八千八百三十人、僦一萬一千六百三十四人、馬二萬一千六百八十二匹。遣石代言李種學行助兵六丁神醮禮。〔下略〕」とある。

⑩ 『明太祖實錄』卷之二百九十三洪武二十一年八月甲寅の條に「高麗千戶陳景來降、言、其故爲高麗國元帥崔元者部曲、是年四月國王王禡寇遼東、率其都軍相崔瑩・李成桂繕兵于西京。成桂使景屯艾州、以糧餉不繼退師。王怒殺成桂之子、率兵還王城。成桂乃以兵逼王、攻破王城、囚王及崔瑩。景懼禍及、不敢歸。時景妻子已爲遼東白帖木兒招諭入境、故與其屬韓成・李帖木兒來降。上知其故、敕遼東謹烽埃、嚴守備。仍遣人以偵之。」とある。

⑪ 『明太祖實錄』卷之二百八十八洪武二十四年三月己丑の條に「詔于高麗市馬一萬匹、並索闍人二百人。」とある。

⑫ 『高麗史』四十六卷恭讓王三年六月己未の條に「遣判繕工寺事楊天植・禮曹摠郎孔俯等如京師獻馬一千五百匹。都評議使司申禮部曰、敬奉權署國事言語、除闍人另行推刷外、竊照本國所產馬匹、軀幹矮小、其稍大者稀少、然戰倭・服遠・負重・耐苦、小邦之人實以賴之。近年以來、遼東收買既多、時疫倒損不少、難以一時措辦。除已欽依行移在城官司并府州郡縣、儘力措辦、陸續起解。□ 閑又奉權署國事言語、小邦貢獻合盡臣子之禮、所進馬匹何敢受價、可申覆禮部從容奏達、停給價之命、但令遼東都司隨到隨收、庶表小邦之誠信。敬此先將辦到雜色馬一千五百匹管押前去遼東都司交割。」とある。

⑬ 『明太祖實錄』卷之二百一十一洪武二十四年八月戊辰の條に「高麗權國事王瑤遣判繕工寺楊天植等進所市馬一千五百匹至遼東、且訴言〔中略〕今奉綸音、敢不竭力、但比年所產之馬、軀幹短小、懼無以副命、然禦倭・致遠・負重・耐寒、小邦賴之、敢先以獻、其餘以次奉進。上納其貢而從其請。」とある。

⑭ 『明太祖實錄』卷之二百四十四洪武二十四年十一月己亥の條に「高麗權國事王瑤遣其臣金之鐸等送互市馬二千五百至遼東、上命定遼衛指揮僉事張忠送廣寧中護等衛牧養。」とある。

史料・文献リスト

史料

- 『明太祖實錄』 中華民國中央研究院歷史語言研究所 一九六六  
『譯註高麗史』 大韓民國東亞大學出版社 一九七三  
『大日本史料』 日本國東京大學出版會 一九六八

文献

日文

- 檀上寛 二〇一三 『明代海禁Ⅱ 朝貢システムと華夷秩序』（京都大学学術出版会）  
鄭樸生 二〇一三 『明代の倭寇』（汲古書院）  
夫馬進 二〇一五 『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』（名古屋大学出版会）  
宮崎市定 一九六九 『洪武から永楽へ——初期明朝政権の性格』 『東洋史研究』 第四十七卷第四号  
中文  
李新峰 一九九八 『恭愍王後期明・高麗關係與明・蒙戰局』 『韓國學論文集』 第七輯  
于曉光 二〇〇六 『元末明初高麗兩端外交原因初探』 『東岳論叢』 第二十七卷第一期  
張士尊 一九九七 『高麗與北元關係對明與高麗關係的影響』 『綏化師專學報』 第十七卷第一期  
趙現海 二〇一〇 『洪武初年明・北元・高麗的地緣政治格局』 『古代文明』 第四卷第一期

（本学博士課程後期課程）

表一 大明征討北元年表

年月	將軍	戰果
吳元年十月	征虜大將軍信國公徐達 征虜副將軍鄂國公常遇春	陷元大都 平齊魯河洛燕晉等地
三年四月	征虜大將軍徐達	破擴廓帖木兒於藩兒峪
三年五月	左副將軍李文忠	克應昌 俘元主嫡孫買的裡八剌並後妃宮人暨諸王省院達官士卒等
五年正月	征虜大將軍魏國公徐達 左副將軍曹國公李文忠	獲宋元玉璽金寶宣和殿玉圖書玉冊鎮圭大圭玉帶玉斧駝馬牛羊若干
	征西將軍宋國公馮勝	大將軍徐達兵至嶺北與虜戰失利斂兵守塞 左副將軍李文忠進至稱海遭虜兵合圍苦戰引還
十三年二月	西平侯沐英	征西將軍馮勝平河西 擒脫火赤愛足等於亦集乃路
二十年正月	征虜大將軍宋國公馮勝 左副將軍穎國公傅友德 右副將軍永昌侯藍玉	馮勝師入金山降納哈出
二十年九月	征虜大將軍永昌侯藍玉 左副將軍延安侯唐勝宗 右副將軍武定侯郭英	藍玉師至捕魚兒海敗元太尉蠻子元將哈刺章 俘元帝后妃次子地保奴吳王朵兒只代王達裡麻平章八蘭等等 獲軍士男女七萬七千余寶璽圖書牌面宣敕照會金印銀印馬駝牛羊車若干

〔本表は『明太祖實錄』に基づいて作成される。〕

表二 大明交通北元年表

洪武十一年十二月	不明		詔諭故元丞相哈刺章蠻子驢兒納哈出等
洪武十一年八月	不明		齋詔往金山諭元將納哈出
洪武十一年六月	不明	袁不花帖木兒	祭故元幼主於沙漠
洪武七年九月	咸禮		遣還買的里八剌
洪武四年六月	黃儔		遣其父愛猷識里達臘織金文綺及錦衣
洪武三年十二月	不明		齋書諭納哈出
洪武三年十月	不明		致書元太子並招諭和林諸部
洪武三年九月	不明		致書元太子愛猷識里達臘
洪武三年六月	不明		詔諭遼陽等處官
洪武三年五月	不明		詔諭元宗室部落臣民
洪武二年四月	不明		以書諭納哈出
年月	使者		遣使以書与元主
			事項

〔本表は『明太祖實錄』に基づいて作成される。〕

表三 洪武年間大明交通高麗年表

年月日	使者	交涉事項
元年十二月	符寶郎僂斯	告定有天下號曰大明
二年五月	宦者金麗淵	送高麗流寓人還其國
二年八月	符寶郎僂斯	封王顥為國王
三年正月	道士徐師昊	祀其國山川
三年四月	禮部主事栢禮 侍儀舍人荀謙	頒封建諸王詔 頒科舉詔
三年六月	秘書監直長夏祥鳳	頒革正神號詔
三年六月	百戶丁志孫昌甫	究蘭秀山叛賊陳君祥
三年七月	中書省宣史孟原哲	述前元覆亡之由
四年四月	中書省	謫告前元遼陽行省歸順
五年正月	宦者前元院使延達麻失裡 孫內侍	徙歸德侯陳理歸義侯明昇於高麗
七年四月	禮部主事林密 孛牧大使蔡斌	謫以良馬來貢
八年三月	不明	往其國弔祭

年月日	使者	交渉事項
十年十二月	中書省	往問嗣王如何政令安在 諮其王歲貢馬千匹差執政以半來朝
十二年正月	遼東都司鎮撫任誠	索被虜人及逃軍
十二年八月	遼東都司	咨押送胡使以表忠心
十三年正月	不明	詔問貢不如約之由
十五年七月	不明	發遣梁王家屬安置濟州
十六年正月	遼東都司	移文命檻送文哈刺不花以効其誠
十八年二月	遼東都司百戶程興	問金得卿擊殺官軍之故
十八年四月	遼東都司	買農牛
十八年六月	遼東都司桑麟	推還元季流民李朶里不歹等四十七人
十八年七月	國子學錄張溥 國子典簿周倬	封王禡為高麗國王 其故王顥賜諡恭潛
十九年十二月	指揮僉事高家奴徐質	以綺段布匹市馬
二十年九月	遼東都司	命發還避寇東來瀋陽軍民四萬餘戶 市屯田

年月日	使者	交渉事項
二十年十二月	遼東百戶王得明	諒以鉄嶺北東西之地屬遼東以鉄嶺南之地屬高麗
二十一年十二月	前元院使喜山大卿 金麗普化	求馬及闖人
二十二年十一月	不明	召拍拍太子之子六十奴及火者葡尼
二十四年三月	前元中政院使韓龍 黃禿蠻	易馬一萬 索闖人二百
二十四年十月	前元承徽院使康完者篤	齋禮物 觀署政 禁割勢

〔本表は『明太祖實錄』『高麗史』に基づいて作成される。〕



表四 洪武年間高麗交通大明年表

年月日	使者	交渉事項
二年五月	禮部尙書洪尙載 監門衛上護軍李夏生	賀登極
二年八月	摠部尙書成准得 大將軍金甲雨 工部尙書張子溫	賀聖節 賀皇太子千秋節 賀正
三年七月	三司左使姜師贊	請賜本國朝賀儀注 謝冊命及璽書 納前元所降金印 計稟耽羅事
三年八月	判宗簿寺事尹控	賀聖節 賀封建親王
三年九月	工部尙書權鈞如	賀正
四年七月	判開城府事姜仲祥 知密直司事鄭思道	賀聖節 賀正
四年十一月	摠部尙書洪仲元	賀千秋節
五年三月	韓邦彦	請通陸路朝賀
不明		諮定遼衛曰如獲奇賽因帖木兒起遣前來

年月日	使者	交涉事項
五年三月	知密直司事洪師範	賀平蜀
五年四月	民部尙書張子溫	請討耽羅
五年四月	禮部尙書吳季南	獻本國馬六匹
五年七月	同知密直司事金湑 同知密直司事成元揆	進方物 賀聖節
五年八月	贊成事姜仁裕	賀千秋 謝賜彩匹
五年十一月	判密直司事盧楨	謝賜藥材藥方
六年二月	判書張子溫	如定遼衛請錄聖旨全文以示卻貢之由
六年六月	前雞林尹金庚 密直副使鄭元庇	賀聖節 賀正 貢馬
六年七月	判繕工寺事周英贊	賀千秋節 獻濟州牧胡肖忽禿不花所獻馬十九匹驢二匹
六年十月	密直副使張子溫 判繕工寺事禹仁烈	賀正 進陳情謝恩表 獻馬二十四匹騾子二匹

年月日	使者	交渉事項
六年十一月	不明	諮中書省請賜火藥
七年二月	密直副使鄭庇 判事禹仁烈 上護軍周誼	賀正 請通陸路朝見 請方物仍舊 謝璽書訓戒
七年九月	密直副使金義 同知密直司事張子溫	領馬三百匹送定遼衛 謝通朝貢道路 請冠服
八年正月	判宗簿寺事崔源	告喪 請諡及承襲
八年三月	判事孫天用	獻貢馬一百匹
八年六月	孫君祐	送還被倭擄獲大明人張來興等
八年十一月	不明	奏盡誅濟州叛逆
九年正月	密直副使金寶生	賀正
九年二月	李之富	如定遼衛通好
九年三月	判事金龍	如定遼衛通好

十五年七月	密直司使柳藩	賀平雲南
	典工判書裴行儉 密直副使李海 同知密直鄭夢周 知密直金寶生 門下評理洪尙載 門下贊成事金庚	
十五年四月	密直使李海	進歲貢金一百斤銀一萬兩布一萬匹馬一千匹
十四年十一月	密直使李海	獻馬九百三十三匹
十四年十月	門下評理金庚	賀正
十三年十二月	禮儀判書李海 門下贊成事權仲和	請諡承襲 貢金三百兩銀一千兩馬四百五匹布四千五百匹
十三年四月	崇敬尹周誼	如遠東陳情
十二年十月	判密直裴彥 門下評理李茂方	上陳情表 進歲貢
十一年十月	判密直司事沈德符 版圖判書金寶生	謝放還崔源等 賀正
十一年三月	禮儀判書周誼	請諡承襲
年月日	使者 判繕工寺事柳藩	交涉事項 謝恩

年月日	使者	交渉事項
十五年十一月	同知密直司事鄭夢周 版圖判書趙胖	賀正 進陳情請諡承襲表
十六年八月	門下贊成事金庾 密直副使李子庸	賀聖節 請諡承襲陳情 賀千秋節
十七年正月	都評議使司臣	咨遼東遺還被倭劫掠逃來登州人王才甫等二名
十七年五月	判宗簿寺事金進宜	進歲貢馬一千匹 奏請減金銀之數
十七年六月	判宗簿寺事張方平	獻歲貢馬二千匹
十七年七月	政堂文學鄭夢周如 右常侍李天祀	賀聖節 請承襲及諡
十七年八月	禮儀判書金進宜	賀千秋節
十七年十月	連山君李元紘	獻歲貢馬一千匹
十八年五月	門下評理尹虎 密直副使趙胖	謝恩 請諡承襲
十八年六月	密直使安翊 密直副使張方平	賀聖節

二十二年二月	密直事使長壽	陳己亥年避逃軍民之事
十九年十二月	典客令郭海龍	奏不敢受馬價
十九年九月	密直副使張方平 同知密直司事李崇仁 門下評理金湊	獻歲貢雄馬十五匹雌馬三十五匹 賀正
十九年八月	密直副使李希蕃 贊成事尹珍 密直副使李柳和	再請衣冠 謝鑾減歲貢 賀千秋節
十九年六月	密直副使柳和 門下評理安翊	賀聖節
十九年二月	政堂文學鄭夢周 密直副使姜淮伯	乞鑾減歲貢 請使服及群臣朝服便服
十八年十二月	密直提學任獻 門下贊成事沈德符 簽書密直司事河崙 贊成事張子溫禹玄寶	進歲貢馬一千匹布一萬匹及金銀折准馬六十六匹 賀正 納前元給付本國鋪馬蒙古文字八道
十八年十月	遣判門下府事曹敏修	謝恩 請曆日符驗
年月日	使者	交涉事項

年月日	使者	交渉事項
二十年三月	典工判書李美冲	押初運馬一千匹如遼東
二十年六月	判司宰寺事朴之介	押五運馬一千匹如遼東
二十年閏六月	門下贊成事張子温 門下評理僕長壽 密直副使尹就	謝許改冠服 賀聖節 賀千秋節
二十年九月	知門下府事張方平	賀納哈出降附
二十年十月	門下評理李玖 知密直李種德	賀正
二十年十二月	永原君鄭夢周	請通朝聘
二十一年二月	政堂文學郭樞 密直提學朴宜中	謝賜藥材
二十一年七月	門下贊成事禹仁烈 政堂文學僕長壽	請鐵嶺迪北文高和定咸等諸州仍屬高麗 告禡遜位
二十一年十月	門下侍中李穡 簽書密直司事李崇仁 同知密直金士安	請昌襲封 奏崔瑩興師攻遼之罪 賀正 請王官監國 請子弟入學

二十三年九月	密直副使姜隱 門下評理金南得 密直提學李至	賀正 獻種馬五十匹
二十三年六月	政堂文學鄭道傳 藝文館提學韓尙質	賀千秋節 乞遣欽差一官前來究問尹彞李初諺告之事
二十三年四月	密直副使柳爰廷	賀聖節 陳慰魯王喪
二十二年十一月	同知密直司事趙胖 順安君王昉 密直副使朴經	告王瑤之即位
二十二年十月	門下贊成事裴克廉 密直副使朴經	賀正 賀千秋節
二十二年六月	密直使皇甫琳 安宗源 簽書密直司事權近 門下評理尹承順	賀聖節 稟處女事 請親朝
二十二年二月	同知密直司事尹師德	奏誅崔瑩
二十一年十一月	密直使姜淮伯副使李芳雨	請朝見
年月日	使者	交涉事項



年月日	使者	交渉事項
二十四年六月	判繕工寺事楊天植 禮曹摠郎孔俯 門下贊成事趙浚 判密直司事金立堅	獻馬一千五百匹 賀聖節 賀千秋節
二十四年十二月	前義州牧使曹仲生	獻馬一千匹
二十五年二月	永福君王昂 贊成事權仲和	謝恩 獻禮物
二十五年三月	前典工判書劉信	獻馬一千匹
二十五年九月	知密直司事趙胖	奏王瑤退位李成桂主國事
二十五年閏十二月	不明	奏李成桂欲更其國號
二十六年六月	不明	貢馬及方物 謝更國號 上高麗恭潛王金印且請更名

〔本表は『明太祖實錄』『高麗史』に基づいて作成される。〕

表五 洪武年間大明交通日本年表

年月日	使者	交涉事項
二年二月	楊載	報正統之事
三年三月	萊州府同知趙秩	論倭兵越海之由
四年十月	僧祖闡・克勤	論日本國王良懷奉表來朝
十三年十二月	不明	賜良懷大統曆及文綺・紗羅 責日本國王傲慢不恭縱民為非

「本表は『明太祖實錄』に基づいて作成される。」

表六 洪武年間日本交通大明年表

年月日	名義	使者	交渉事項
四年十月	日本國王良懷	僧祖來	貢馬及方物 送至明州台州被虜男女 七十余口
七年六月	征夷將軍源義満	僧宣聞溪・淨業・喜春	貢馬及方物
七年六月	島津越後守氏久	僧道幸	貢馬及茶・布・刀・扇等物
九年四月	日本國王良懷	沙門圭庭用	貢馬及方物 謝罪
十二年閏五月	日本國王良懷	臣劉宗秩	貢馬及刀・甲・硫黃
十三年五月	日本國王良懷	臣慶有僧	貢馬及硫黃・刀・扇
十三年九月	征夷將軍源義満	僧明悟・法助	貢方物
十四年七月	日本國王良懷	僧如瑤	貢方物及馬十四匹
十九年十一月	日本國王良懷	僧宗嗣亮	貢方物

〔本表は『明太祖實錄』に基づいて作成される。〕

表七 洪武年間の倭寇

		直隸	山東・遼東	浙江	福建	廣東	合計
一年から五年	三	三	四	三	〇	一三	
六年から十年	一	二	一	〇	二	六	
十一年から十五年	〇	〇	〇	〇	二	二	
十六年から二十年	一	〇	四	〇	〇	五	
二十一年から二十五年	〇	一	二	〇	一	四	
二十六年から三十一年	〇	三	二	〇	〇	五	
合計	五	九	一三	三	五	三五	

〔本表は『明太祖實錄』に基づいて作成される。〕

表七の附属史料

『明太祖實錄』卷之三十八洪武二年春正月是月條

「倭人入寇山東海濱郡縣、掠民男女而去。」

『明太祖實錄』卷之四十一洪武二年夏四月戊子條

「前倭寇出沒海島中、數侵掠蘇州、崇明、殺傷居民、奪財貨、沿海之地皆患之。」

『明太祖實錄』卷之四十四洪武二年八月乙亥條

「倭人寇淮安、鎮撫吳佑等擊敗其眾於天麻山、擒五十七人。」

- 『明太祖實錄』卷之五十三洪武三年六月是月條  
「倭夷寇山東、轉掠溫、臺、明州傍海之民、遂寇福建沿海郡縣。福州衛出軍捕之、獲倭船二十三艘、擒三百餘人。」
- 『明太祖實錄』卷之六十六洪武四年六月戊申條  
「倭夷寇膠州、劫掠沿海人民。」
- 『明太祖實錄』卷之七十三洪武五年三月丁卯條  
「倭夷寇海鹽之澉浦、殺掠人民。」
- 『明太祖實錄』卷之七十四洪武五年六月丙戌條  
「倭夷寇福州之寧德縣。」
- 『明太祖實錄』卷之七十四洪武五年六月己丑條  
「命羽林衛指揮使毛驥、于顯、指揮同知袁義等、領兵捕逐蘇、松、溫、臺瀕海諸郡倭寇」
- 『明太祖實錄』卷之七十五洪武五年秋七月丙申條  
「倭夷寇福州之福寧縣、前後殺掠居民三百五十餘人、焚燒廬舍千餘家、劫取官糧二百五十石。」
- 『明太祖實錄』卷之七十五洪武五年秋七月壬寅條  
「明州衛指揮僉事張億率兵討倭寇、中流矢卒。」
- 『明太祖實錄』卷之八十三洪武六年六月辛亥條  
「倭夷寇即墨諸城、萊陽等縣、沿海居民多被殺掠、詔近海諸衛、分兵討捕之。」
- 『明太祖實錄』卷之八十三洪武六年六月丙寅條  
「臺州衛兵出海捕倭、獲倭夷七十四人、船二艘、追還被掠男女四人。」
- 『明太祖實錄』卷之九十一洪武七年秋七月壬申條  
「倭夷寇膠州、官軍擊敗之。」
- 『明太祖實錄』卷之九十一洪武七年秋七月甲戌條

「倭夷寇海州、百戶何達率兵擊之、斬二十四人。」

『明太祖實錄』卷之九十一洪武七年秋七月壬午條

「倭夷寇大任、海口、百戶許彰率兵禦之、巡檢率其弓兵助擊、倭人敗走。彰追之、倭人返兵拒戰、彰遂戰死。」

『明太祖實錄』卷之一百二洪武八年十二月癸巳條

「先是、潮州瀕海居民屢為倭夷劫掠。詔德等率舟師沿海捕之、德等逗留、不出兵巡禦、賊遂登岸、大肆劫掠。」

『明太祖實錄』卷之一百三十二洪武十三年秋七月壬寅條

「倭夷寇劫廣州府東莞等縣。」

『明太祖實錄』卷之一百三十三洪武十三年八月丙戌條

「倭夷寇廣東海豐縣、殺掠吏民。詔廣東都指揮使司率兵討捕之。」

『明太祖實錄』卷之一百五十六洪武十六年八月戊子條

「賞溫州、臺州二衛將士擒殺倭寇有功者。」

『明太祖實錄』卷之一百六十六洪武十七年冬十月癸巳條

「鎮海衛百戶王庭出海運糧、遇倭寇戰歿。」

『明太祖實錄』卷之一百六十七洪武十七年閏十月乙巳條

「浙江定海千戶所總旗王信等九人擒殺倭賊、並獲其器仗。」

『明太祖實錄』卷之一百六十七洪武十七年閏十月丁未條

「今臺州倭人登岸、殺其巡檢。」

『明太祖實錄』卷之一百八十三洪武二十年秋七月丙戌條

「時倭寇至臺州境上、杀掠居民。而亮兵不之覺、寇去又不追捕。」

『明太祖實錄』卷之一百九十八洪武二十二年十二月甲寅條

「近者倭船十二艘由城山洋艾子口登岸劫掠。寧海衛指揮僉事王鎮等禦之、殺賊三人、獲其器械。赤山寨巡檢劉興又捕殺四人。賊乃遁

去。」

『明太祖實錄』卷之二百九十九洪武二十三年春正月己巳條

「倭夷由穿山浦登岸、殺虜軍士男女七十余人、掠其財物。守禦百戶單政不即剿捕、致賊遁去。」

『明太祖實錄』卷之二百一十一洪武二十四年八月癸酉條

「海盜張阿馬引倭夷入寇、官軍擊斬之。」

『明太祖實錄』卷之二百一十二洪武二十四年九月是月條

「倭夷寇雷州遂溪縣。雷州衛百戶李玉、鎮撫陶鼎等禦之、賊勢猖獗、而官寡弱不敵、玉等皆戰死。」

『明太祖實錄』卷之二百三十洪武二十六年冬十月丙戌條

「先是、有寇百余人入金州新市屯劫掠、獲其一人張葛買者、乃朝鮮國海州民、詐為倭國人、服遼東都司、遣人械至京。」

『明太祖實錄』卷之二百三十二洪武二十七年三月辛丑條

、「命魏國公徐輝祖、安陸侯吳傑、往浙江訓練沿海軍士。海上有倭寇之警。」

『明太祖實錄』卷之二百三十五洪武二十七年冬十月己巳條

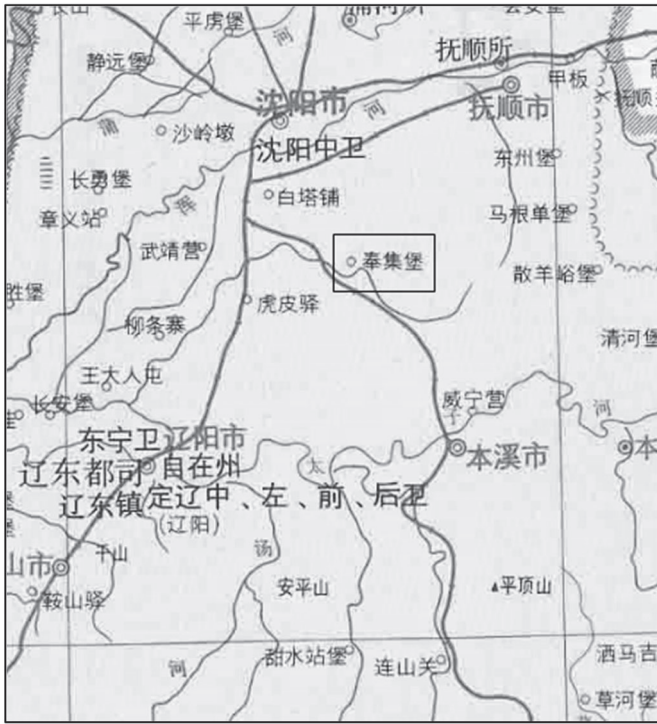
「遼東有倭夷寇金州、卒入新市、燒屯營糧餉、殺掠軍士而去。」

『明太祖實錄』卷之二百五十六洪武三十一年二月乙酉條

「倭夷寇山東寧海州、由白沙海口登岸、劫掠居人、殺鎮撫盧智。寧海衛指揮陶鐸、及其弟鉞出兵擊之、斬首三十餘級。賊敗去。鉞為流矢所中、傷其右臂。」

『明太祖實錄』卷之二百五十六洪武三十一年二月丁酉條

「近者、倭賊二千餘人、船三十餘艘、入寇海澳寨楚門。千戶王斌、鎮撫袁潤等禦之。賊勢暴悍、斌等力不能勝、皆戰死。」



圖一 遼東之鐵嶺

(譚其驥『中國歷史地圖集』第七冊明·山東二)





圖二 高麗之鐵嶺

(譚其驤『中國歷史地圖集』第七冊元·遼陽行省)

表八 三國大事年表

年月	事件
二十年正月	帝命宋國公馮勝為征虜大將軍師二十萬北伐納哈出 慶州大捷
二十年三月	征虜大將軍提兵駐大寧
二十年六月	征虜大將軍馮勝師入金山 納哈出降
二十年九月	高麗王禡遣知門下府事張方平如京師賀納哈出降
二十年九月	帝命永昌侯藍玉為征虜大將軍進討漠北
二十年十月	征虜大將軍藍玉師駐薊州
二十年十一月	征虜大將軍藍玉得降人脫脫等
二十年十二月	帝諭高麗王以鉄嶺北東西之地屬遼東鉄嶺之南屬高麗
二十一年二月	高麗王禡與崔瑩密議攻遼
二十一年三月	高麗王禡遣密直提學朴宜中表請鉄嶺迤北諸州仍屬高麗 高麗西北面都安撫使崔元沚報遼東都司至江界將立鉄嶺衛 高麗王禡徵八道精兵
二十一年三月	帝敕諭征虜大將軍藍玉整飭士馬倍道兼進直抵虜庭覆其巢穴 征虜大將軍藍玉率師十五萬間道兼程進襲捕魚兒海

二十一年四月	征虜大將軍藍玉師至捕魚兒海大破元軍獲元主次子地保奴等 元主脫古思帖木兒與其太子天保奴等遁去
二十一年四月	高麗王禡以曹敏修爲左軍都統使以李成桂爲右軍都統使 發兵三萬八千攻遼
二十一年五月	征虜大將軍藍玉等遣使至京上表奏捷
二十一年五月	高麗李成桂叛囚王禡止攻遼
二十一年六月	高麗復行洪武年號襲大明衣冠禁胡服
二十一年七月	高麗李成桂遣使如京師告禡遜位請昌襲封奏崔瑩攻遼之罪
二十一年七月	征虜大將軍藍玉遣人送元主次子地保奴及後妃公主等至京
二十一年八月	高麗千戶陳景降大明言王禡欲功遼李成桂兵變諸事 帝敕遼東謹烽堠嚴守備仍遣人偵高麗
二十一年八月	征虜大將軍藍玉等還朝 帝宴征北諸將於奉天殿

〔本表は『明太祖實錄』に基づいて作成される。〕

